インターネットや携帯電話等

音楽利用の手引き



JASRAC ネットメディア部ネットメディア課

ver.26.3

目　次

はじめに ... 3
§1　ホームページ診断（あなたのホームページやサービスは許諾が必要？） ... 4
§2　ご利用の前に ... 6
1　用語について ... 6
2　注意事項（必ずお読みください） ... 8
§3　商用配信の場合の著作物使用料早わかり ... 11
§4　手続きの手引き ... 14
1　インタラクティブ配信で働く権利 ... 14
2　手続きの流れ ... 14
3　J-TAKTからのお申し込み及び申請書類のご提出について ... 15
4　許諾番号・許諾マークの交付について ... 16
5　変更・解約・サービス終了の届出について ... 17
§5　利用報告等の流れ ... 18
1　商用配信規定が適用になる場合の利用報告の流れ（定額の使用料が適用となる場合を除く） 18
2　商用配信規定のうち、定額の使用料が適用となる場合の利用報告の流れ ... 22
3　商用配信規定のうち、定率の使用料が適用になる場合の収入報告の流れ ... 23
4　非商用配信規定が適用となる場合の利用報告の流れ ... 24
§6　著作物使用料のお支払い ... 28
1　非商用配信 ... 28
2　商用配信 ... 28
§7　1（1）「 音楽を主とした利用」におけるサブスクリプションの取扱いについて ... 36
§8　動画コンテンツに音楽を用いて配信する場合の取扱いについて ... 40
§9　国境を越えた利用について ... 44
§10　書類送付先・連絡先等一覧 ... 45
Appendix　教育機関のホームページで音楽をご利用いただく場合について ... 46
⑴　教育機関用の規定が適用となる場合 ... 46
⑵　手続きが必要となるご利用例と手順について ... 46
⑶　校歌のご利用について ... 47
巻末資料 ... 48
使用料規程　第11節　インタラクティブ配信 ... 48
特定のゲームに用いる音楽データ配信の取扱い ... 62
使用料規程取扱細則（第11節インタラクティブ配信） ... 63
商用配信の場合で包括的利用許諾契約によるときの使用料早見表 ... 64
非商用配信の場合で包括的利用許諾契約によるときの使用料早見表 ... 66
インタラクティブ配信による管理著作物利用に係る許諾に関する基本契約 ... 67
作品データベースの利用に関する特約 ... 71
作品データベース項目表 ... 72
利用許諾書(サンプル) ... 73
変更届出書 ... 74
基本契約解約・許諾番号廃止申込書(商用配信) ... 75
解約届出書（非商用配信） ... 76
利用許諾条項 インタラクティブ配信（非商用配信の使用料が適用される場合） ... 77
DAWN-ACT準拠認定申請書 ... 81
許諾マーク・許諾番号の表示免除願 ... 82
使用料算出単位変更申込書 ... 83

©2002-2026JASRAC

はじめに

音楽には作詞・作曲者の権利（著作権）があり、著作権法で保護されています。

当協会は、国内で１万名以上の作曲者・作詞者・音楽出版者等から著作権の管理委託を受けた音楽著作権管理事業者であり、日本のみならず、外国の著作権管理団体との相互管理契約に基づき、世界各国の音楽著作物を広く管理しています。

デジタル化されたネットワーク環境において、放送及び有線放送以外の公衆送信及びそれに伴う複製により当協会管理の著作物を利用する方は、事前に音楽著作権者である当協会に利用許諾の申込をし、当協会の許諾を得てから音楽をご利用いただくことになります。

インタラクティブ配信を管理から除外している JASRAC の信託者もいます。また、JASRAC の他にも著作権を管理する著作権管理事業者が業務を行っており、JASRAC との包括的な利用許諾では許諾されない著作物もありますので、ご利用の際は十分ご注意ください。

それでは、以下、利用許諾申込手続きの方法と利用報告の要領についてご案内いたします。

〈アイコンの見方〉

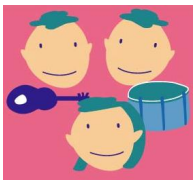
ご申請いただく方の区分毎に、次のアイコンを表示しています。



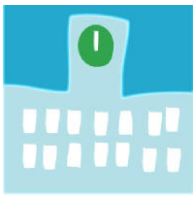
ビジネス関係の方、個人事業主の方



個人の方



非営利団体の方



教育機関の方

©2002-2026JASRAC

§1　ホームページ診断（あなたのホームページやサービスは許諾が必要？）



あなたのホームページやサービスでは JASRAC の許諾が必要かどうか、以下のチェックでご確認ください。

歌詞や楽曲等音楽を掲載している

いいえ → 許諾を得る必要はありません。

はい ↓

掲載している音楽には、JASRAC が著作権を管理している曲が含まれる
〈注１〉〈注２〉〈注３〉

いいえ → 許諾を得る必要はありません。〈注４〉

ただし、JASRAC が著作権を管理していなくとも、著作者自身又は他著作権管理事業者が管理している場合がありますので、J-WID などで、権利関係を充分ご確認ください。

はい ↓

ここまでたどりついた方のホームページは、JASRAC の許諾手続きが必要です。これ以降のご案内をご確認いただき、お手続きください。〈注４〉

〈注１〉　楽曲の権利確認には、「J-WID」（https://www2.jasrac.or.jp/eJwid/）をご活用ください。
作品タイトルや権利者名・アーティスト名などによる検索結果において作品タイトルをクリックすると、作品詳細画面が表示されます。
作品詳細画面の「管理状況（利用分野）」欄において、「配信」の部分が〇の場合は JASRAC が著作権を管理しています。△の場合は JASRAC が一部の著作権を管理しています。×の場合、JASRAC では著作権を管理しておりません。

〈注２〉　著作権法の改正（2018 年 12 月 30 日施行）に伴い、著作権の保護期間が「著作者の死後 50 年」から「著作者の死後 70 年」に延長されました。
2018 年 12 月 29 日以前に著作権が消滅した楽曲については、保護期間は延長されません。
ただし、太平洋戦争中に日本が連合国民の著作権を保護しなかったとして、連合国民が戦争前又は戦争中に取得した著作権については、サンフランシスコ平和条約に基づき、通常の保護期間に戦争期間相当の約 10 年間を加算する義務が課せられています(戦時加算)。
このため、法改正前に著作者の死後 50 年が経過している楽曲であっても、戦時加算により保護期間が延長されていた楽曲については、死後 70 年まで保護されます。なお、保護期間の延長については、各国の著作権保護期間によって、日本での保護期間が異なりますので、J-WID にて現在の権利関係をご確認ください。

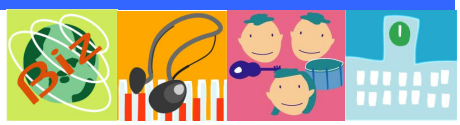
©2002-2026JASRAC

〈注3〉 自分で作詞作曲した楽曲でも、あなたが JASRAC の会員であったり、その楽曲が音楽出版者を通じて JASRAC に信託されている場合、JASRAC の許諾を得る必要がありますが、使用料免除となる取扱い（自己利用）がありますので、該当する場合はお問い合わせください。

〈注４〉 第三者が製作した音源を使用する場合、著作権とは別に著作隣接権（アーティストなどの実演家やレコード製作者、放送事業者、有線事業者等の権利）の許諾を得る必要があります。著作隣接権は JASRAC で管理していない権利ですので、許諾が必要となる場合は、著作隣接権者へ直接ご連絡ください。

©2002-2026JASRAC

§２　ご利用の前に



1　用語について

以下は、使用料規程に定める用語の定義を抜粋、補足したものです。ご利用の前に、本手引きをお読みいただくうえであらかじめご理解いただきたい用語です。

(1) 商用配信
情報料又は広告料等収入を得て行う配信、及び収入の有無にかかわらず営利を目的とする者が行う配信をいいます。
株式会社等が行う利用はすべて商用配信です。

(2) 非商用配信
非営利団体又は非営利の任意のグループ若しくは個人が営利を目的とせず行う配信をいいます。
ただし、個人の方でも、個人事業主の方がご自分の事業を紹介したり、ご自分の所属する会社の紹介をしたりするホームページでの音楽利用は商用配信となります。
また、以下のデータの配信については商用配信とみなします。
①　商業用レコード等（当該商業用レコード等にかかわる権利者から特に非商用利用として許諾を得ている場合はこの限りではありません)。
②　着信音（着信音専用データを含む)。

(3) ダウンロード形式
受信先の記憶装置に複製して利用させる配信の形式をいいます。

(4) ストリーム形式
受信先の記憶装置に複製せずに利用させる配信の形式をいいます。

(5) サブスクリプション
サービス登録会員を対象とした聴き放題（見放題）のサービス、またはそれに準じたサービスにより、サービス登録期間中に限り、楽曲データ、音声番組、またはコンテンツを受信者に選択させる方法等により利用させる形態をいいます。ただし一斉送信型のサービスを除きます。なお、1（1）の規定が適用となる配信の場合においては上記（3）または（4）の配信形式にかかわらないものとします。

(6) 楽曲データ
1 曲の歌詞又は楽曲（歌詞と楽曲をあわせて送信するものを含む）のデータで、分割して受信することが不可能な形式により 1 リクエストあたりに送信される単位をいいます。

(7) 音声番組
楽曲のほかにナレーションその他楽曲でない音声を伴う番組（映像を伴うものを除く）で、分割して受信することが不可能な形式により 1 リクエストあたりに送信される単位をいいます。

©2002-2026JASRAC

(8) コンテンツ

ストリーム形式又は映像を伴う利用において、分割して受信することが不可能な形式により 1 リクエスト当たりに送信される単位をいいます。映像を伴う場合を除き、ダウンロード形式の場合は適用されません。(1 曲 1 リクエスト当たりとなります。)

ただし、メドレー利用につきましては、1 メドレーを 1 曲とみなします。また、同一楽曲をいくつもの部分に分けて配信する場合は、それぞれが 1 曲扱いとなります。

(9) 着信音専用データ

以下の条件を満たす場合は画像などを伴うものであっても、着信音専用データとして、使用料規程 1(1)①(ｱ)㋑の規定が適用となります。

- 電話等の着信音に用いるデータであること
- 総再生時間が 45 秒以内であること
- 転送／複製できないこと

※「画像など」には歌詞・楽譜も含みますが、それ自体が独立した利用とならないことを前提とします。歌詞・楽譜の掲載箇所が再生範囲を超えるものや、再生せずに歌詞・楽譜だけを見ることが可能なものは含みません。

＜画像などに含まれる歌詞・楽譜の例＞

- 音の流れに合わせて切り替わるもの（歌詞・楽譜が挿入されている PV やカラオケの一部を着信音としたものなど）
- 再生時にのみ表示される画像上の掲載で、掲載箇所が再生範囲を超えないもの

このような場合に、上記条件を満たせば、着信音専用データとなります。

(10) 情報料

インタラクティブ配信の利用の対価として、通常受信者が支払わなければならない料金（消費税を含まないもの。コンテンツ利用料、会費等いずれの名義をもってするかを問わない。）をいいます。

(11) 広告料等収入

インタラクティブ配信を行うに当たり情報料以外に得る収入をいい、広告料やスポンサー料等いずれの名義をもってするかを問いません。

(12) サービスメニュー

ホームページ等（ネットワーク上に掲載されている情報について、1 運営主体が責任を有する範囲のものをいう。）のサービスのなかで、単独のサービスとして一般に認識されるよう明示されている単位をいいます。番組とも呼んでいます。

(13) 外国の著作物

JASRAC 作品データベース検索「J-WID」（https://www2.jasrac.or.jp/eJwid/）掲載の各楽曲には、ユニークな 8 桁の作品コードが付与されています。この作品コードの左から 2 桁目がアルファベットになっている作品は外国作品として登録されています（ただし、内外区分は途中で変更されることもありますのでご注意ください）。

©2002-2026JASRAC

(14) 試聴

主として音楽を利用する利用形態において、本協会使用料規程が適用される営利を目的とした利用が行われる場合で、当該利用の促進を目的として行われる配信をいい、情報料、広告料等収入を得ないもので、著作物データの総再生時間が 1 曲当たり 45 秒以内のものに限ります。

なお、1 (2) の規定が適用となる場合で、配信される可視的なデータの一部をサンプルとして配信するときは、その 30%以上をマスクすることによる場合を含むものとします。この場合において、当該サンプルが受信先において印刷可能であるかどうかを問いません。

試聴はあくまでも試聴として行われるものが前提であり、試聴に何らかの付加価値を持たせるような場合は試聴とはなりません。

また、ここでいう試聴とは、ユーザーから 1 曲ごと試聴の求めに応じる場合を想定していますが、アルバム単位での配信やアルバムそのものを販売するサイトにおいては、以下のすべての条件を遵守していただくことで、アルバム単位での連続試聴も、試聴としてお認めすることにします。

① アルバム単位に試聴される楽曲の 1 曲あたりの再生時間がすべて 45 秒以内であること。
② 少なくとも 1 枚のディスクに収録されている全曲が 1 試聴単位であること。
③ 試聴の順序がアルバム収録順であること。
④ 再生の都度 1 曲目から試聴させるものであること。
⑤ 試聴中の楽曲がどの楽曲かが受信者に対して明示されること。
⑥ アルバム単位の試聴に含まれている曲は、例外なく 1 曲ごとの試聴も可能であること。
⑦ アルバムに収録されている音源以外の音声、効果音等が一切付されていないこと。

また「主として音楽を利用する利用形態」とは音楽が利用の中心になっているものをいい、携帯電話にプリインストールされた楽曲や、目覚まし時計等にあらかじめ固定されている楽曲の試聴はここでいう試聴には当たりませんので、所定の手続きが必要です。

2 注意事項（必ずお読みください）

次の(1)から(12)に記載されている事項には、配信を行う際、事前に十分ご注意ください。これらの事項に反した利用によって生ずる損害等について JASRAC はいかなる責任も負うことはなく、利用した方の責任において解決していただくこととなります。

(1) 著作者人格権への配慮

著作者人格権の侵害にご注意ください。著作者・著作権者の許可なく編曲・訳詞・替歌など、作品を改変する行為は、著作者人格権（同一性保持権）および翻案権等の侵害となるおそれがありますのでご注意ください。

また、著作者の名誉・声望等を害するような方法で著作物を利用することも、著作者人格権の侵害行為とみなされますので、あわせてご注意ください。

(2) 録音禁止楽曲

利用する著作物によっては録音を禁止・制限されているものがありますのでご注意ください。該当曲につきましては、JASRAC ホームページのデータベース J-WID で、楽曲毎の録音の欄にその旨表示してありますのでご参照ください。

©2002-2026JASRAC

(3) 映像とともに音楽を配信する場合の注意

映像とともに音楽を配信する場合は、著作者の事前同意や、インタラクティブ配信手続きのほかに使用料規程第 7 節 ビデオグラムに基づく「ビデオグラム録音手続き」が必要となる場合があります。特に外国曲は著作者の同意を得られないことや、第 7 節ビデオグラムの規定に基づく許諾において JASRAC 委託者の指定する額のお支払いが必要となる場合があります。

※詳しいご案内は P.40～43「§8　動画コンテンツに音楽を用いて配信する場合の取扱いについて」をご確認ください。

(4) 広告に音楽を用い配信する場合の注意

企業や商品の広告を目的に著作物を利用する場合は、インタラクティブ配信手続きのほかに使用料規程第 15 節 広告目的で行う複製に基づく「広告目的複製手続き」と使用料のお支払いが必要です。広告目的複製の許諾を得たうえでインタラクティブ配信手続きを行ってください。

※詳しいご案内は P.40～43「§8　動画コンテンツに音楽を用いて配信する場合の取扱いについて」をご確認ください。

(5) ゲームに音楽を用い配信する場合の注意

ゲームに音楽を用いて配信するご利用については、インタラクティブ配信手続きのほかに使用料規程第 16 節 ゲームに供する目的で行う複製に基づく「ゲームソフトへの録音手続き」と使用料のお支払いが必要です。ゲームソフトへの録音の許諾を得たうえでインタラクティブ配信手続きを行ってください。

※詳しいご案内は P.40～43「§8　動画コンテンツに音楽を用いて配信する場合の取扱いについて」をご確認ください。

(6) 外国曲の歌詞・楽譜を利用する場合の注意

インタラクティブ配信以外の、複製権が働く利用形態で外国曲の歌詞・楽譜を利用する場合には、事前に曲ごとに利用の可否を日本地域の権利者である音楽出版者に確認し、権利者が指定する額を使用料としてお支払いいただくこととなっています。このようなことから､データとして保存されるダウンロード形式でのご利用や､ストリーム形式でもプリントアウトすることで紙媒体の複製と同じ効果が得られるネットワーク上でのご利用については、特定の条件を伴う楽曲があります。

※JASRAC 作品データベース検索「J-WID」（https://www2.jasrac.or.jp/eJwid/）内に、「外国作品のインタラクティブ配信可視的利用可否判定リスト」の掲載がございます。外国曲をご利用予定の場合は、事前に同リストに照らし合わせて、利用可能か否かをご確認ください。利用可能な外国曲の使用料は、JASRAC 使用料規程第 11 節 1(2)①ただし書きのとおり、「1 曲 1 リクエストあたりの情報料の 20%または歌詞、楽曲それぞれ 20 円のいずれか多い額」となります。

(7) JASRAC が管理していない著作権の処理

著作権の存続期間中にある著作物で、当協会管理外の著作物につきましては、必ず当該著作物の著作権者から利用許諾を得てください。

©2002-2026JASRAC

(8) 戦時加算について

太平洋戦争中に日本が連合国民の著作権を保護しなかったとして、連合国民が戦争前又は戦争中に取得した著作権については、サンフランシスコ平和条約に基づき、通常の保護期間に戦争期間相当の約 10 年間を加算する義務が課せられています(戦時加算)。

連合国民の中で戦時中に著作権条約により日本国において保護義務があった 15 ヵ国（アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、オランダ、ノルウェー、ベルギー、ギリシャ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、ブラジル、スリランカ、レバノン、パキスタン）の国民が戦時加算の対象となります。加算日数は、著作権取得の日、平和条約の批准時期によって異なりますが、多くの国では約 10 年 5 ヶ月になります。

(9) 著作隣接権の処理

第三者が製作した音源を使用する場合、著作権とは別に著作隣接権（アーティストなどの実演家やレコード製作者、放送事業者、有線事業者等の権利）の許諾を得る必要があります。

著作隣接権は JASRAC で管理していない権利ですので、許諾が必要となる場合は、著作隣接権者へ直接ご連絡ください。

(10) 楽譜配信の際の注意

すでに発行されている出版物から楽譜等のコピーを画像化するなどして利用する場合は、事前に当該出版物の発行出版社にご連絡いただく必要があります。

(11) 録音専属楽曲利用上の注意

録音物を製作する際、レコード会社に独占使用権がある録音専属楽曲と呼ばれる著作物があります。この楽曲を録音してご利用になる場合は、事前に当該レコード会社にお問い合わせください。該当曲につきましては、JASRAC ホームページで公開しておりますデータベースをご参照ください。その際、専属表示は録音権の箇所に表示されております。ご注意ください。

(12) 音声番組配信の際の注意

音声番組の配信において、メドレー曲をご利用する場合、構成曲はそれぞれ 1 曲と数えます。また、ひとつの楽曲を複数回利用する場合、それぞれ 1 曲と数えます。

©2002-2026JASRAC

§3　商用配信の場合の著作物使用料早わかり



JASRAC が著作権を管理する音楽著作物をご利用いただく際の著作物使用料は、使用料規程に基づき算定される額となります。インタラクティブ配信の使用料規程は巻末資料として早見表を添えて掲載しておりますが、特に商用配信の具体的な事例については下表を参考にしていただくと、想定されている利用方法の使用料の目安がつきます。

なお、実際にビジネスを開始されるにあたり、ご不明な点がありましたら、§10 に記載しました連絡先までお問い合わせください。

©2002-2026JASRAC

1　音楽を主とした利用（リスニング用、カラオケ用、着信音等）

通常のいわゆる楽曲の有料音楽配信
カラオケ配信、ミュージッククリップ配信（映像を伴うものも含む）、スライドショーの BGM など

45 秒を超える又は端末から転送・複製できる着信音配信など

45 秒まで且つ端末から転送・複製できない着信音配信

					情報料あり	情報料なし 広告料等収入あり	情報料なし 広告料等収入なし	最低使用料（月額）
ダウンロード ※1	通常	再生制限	なし	1曲1回	情報料の 7.7%又は 7.7 円	6.6 円	5.5 円	
			30 日以内		情報料の 5.6%又は 5.6 円	5 円	4.5 円	
			7 日以内		情報料の 4.5%又は 4.5 円	3.85 円	3.5 円	
		着信音専用データ			情報料の 7.2%又は 5 円	5 円	5 円	
	音声番組	再生制限	なし	1番組1回	情報料の 7.7%又は 7.7 円又は 3.8 円×曲数	6.6 円又は 3.3 円×曲数	5.5 円又は 2.7 円×曲数	
			30 日以内		情報料の 5.6%又は 5.6 円又は 1.4 円×曲数	5 円又は 1.2 円×曲数	4.5 円又は 1.1 円×曲数	
			7 日以内		情報料の 4.5%又は 4.5 円又は 1.1 円×曲数	3.85 円又は 0.96 円×曲数	3.5 円又は 0.8 円×曲数	
			7 日以内 3 回まで 10 分以内			2.5 円	2.25 円	
			3 日以内 10 分以内					
ストリーム				1曲1回	情報料の 4.5%又は 4.5 円			5,000 円（5 日までの場合 1 日@1,000 円）
				月額	サービスメニュー区分	月間の情報料及び広告料等収入あり	月間の情報料及び広告料等収入なし	
					音楽	月間の情報料及び広告料等収入の 3.5%	年額 50,000 円（1 年未満の場合 1 ヶ月@5,000 円）	
					一般娯楽	月間の情報料及び広告料等収入の 2.5%		
					スポーツ・ニュース	月間の情報料及び広告料等収入の 1%		
サブスクリプション ※2				月額	区分	月間の情報料及び広告料等収入あり	月間の情報料及び広告料等収入なし	
					（基本となるサービス）楽曲単位で選択可能	月間の情報料及び広告料等収入の 7.7%又は 77 円×月間の総加入者数	55 円×月間の総加入者数	
					楽曲選択方法に制限がある場合、契約促進のため予め 1 ケ月を超えて情報料を免除する場合、受信者が受信者以外の者に楽曲データを利用させる場合など、利用内容に応じて次の範囲内で取扱うものとします。 【月間の情報料及び広告料等収入あり】 月間の情報料及び広告料等収入の 4.5%～12% 又は 13.5 円～120 円×月間の総加入者数 【月間の情報料及び広告料等収入なし】 9.5 円～55 円×月間の総加入者数			

インターネットラジオ
印刷できない歌詞、楽譜配信

1 サービスメニュー当たりの最低使用料（1 曲毎ではありません）

※1 ダウンロード配信における最低使用料（月額）は、2018 年 10 月利用分から月額 500 円（5 日までの場合は日額 100 円）となります。（「1　音楽を主とした利用」において、「インタラクティブ配信による管理著作物利用に係る許諾に関する基本契約」の義務を履行している場合に限ります。）

※2 サブスクリプションの詳細については、P.36～P.39 をご参照ください。

©2002-2026JASRAC

2　可視的な利用（歌詞テキスト、楽譜等）

				情報料あり	情報料なし		最低使用料（月額）
					広告料等収入あり	広告料等収入なし	
ﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ又は印刷可	内国作品		1曲1回	情報料の 10% 又は 10 円	6.6 円	5.5 円	5,000 円 (5 日までの場合 1 日@1,000 円)
	外国作品			情報料の 20% 又は詞曲各 20 円	詞曲各 20 円	詞曲各 20 円	
サブスクリプション	印刷不可	サービス加入中に限り利用可	月額	情報料収入及び広告料等 収入の 10% 又は 100 円×月間の総加入者数		55 円× 月間の 総加入者数	
ストリーム（印刷できない）は 1 の表のストリームに準じる。							

保存または印刷できる歌詞、楽譜配信

外国の著作物の利用の際は禁止楽曲に注意

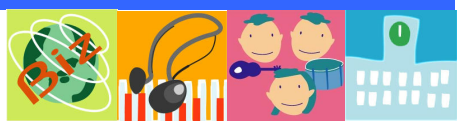
3　音楽以外を主とした利用（動画、小説、パソコンソフト等）

				情報料あり		情報料なし		最低使用料（月額）
						広告料等収入あり	広告料等収入なし	
ダウンロード	通常	再生制限	なし	1曲又は1コンテンツ1回	情報料の 6.2% 又は 6.2 円	5.3 円	4.4 円	5,000 円 (5 日までの場合 1 日@1,000 円)
			30 日以内		情報料の 4.5% 又は 4.5 円	3.85 円	3.5 円	
			7 日以内		情報料の 3.6% 又は 3.6 円	3.2 円	2.8 円	
	サブスクリプション		サービス加入中に限る	月額	情報料収入及び広告料等 収入の 5.8% 又は 58 円×月間の総加入者数		44 円× 月間の 総加入者数	
ストリーム				1曲又は1コンテンツ1回	情報料の 3.6% 又は 3.6 円			
				月額	サービスメニュー区分	月間の情報料及び広告料等収入あり	月間の情報料及び広告料等収入なし	
					音楽	月間の情報料及び広告料等収入の 2.8%	年額 50,000 円(1 年未満の場合 1 ヶ月@5,000 円)	
					一般娯楽	月間の情報料及び広告料等収入の 2.0%		
					スポーツ・ニュース	月間の情報料及び広告料等収入の 0.8%		

ライブ映像の配信など

©2002-2026JASRAC

§4　手続きの手引き



1　インタラクティブ配信で働く権利

(1)　著作権法に定められている権利

複製権（著作権法 21 条）　サーバーや受信先端末への複製

公衆送信権（著作権法 23 条 1 項）　サーバーから受信先端末への送信

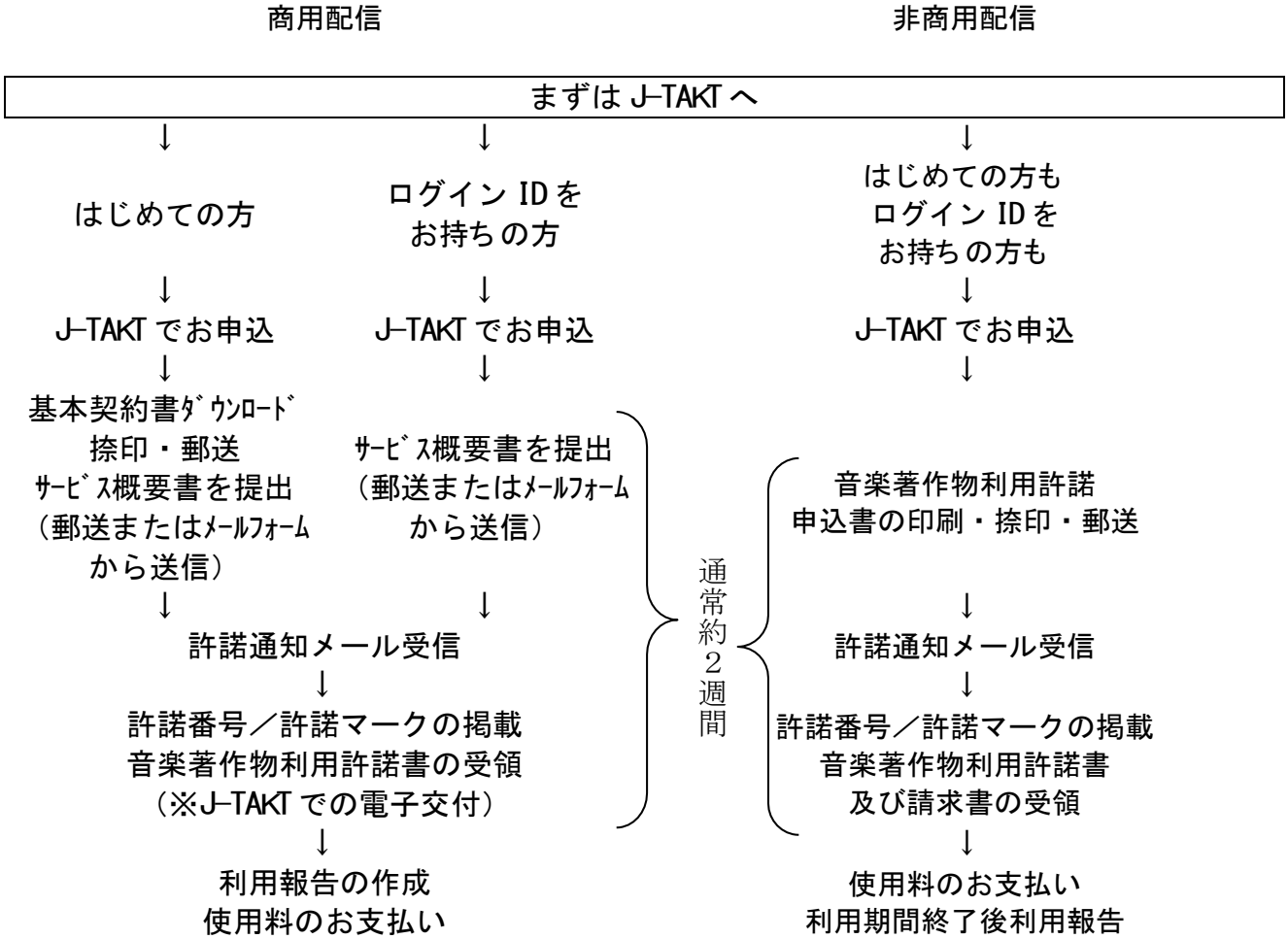
（受信者がリクエストできる状態にサーバー上設定することを送信可能化といい、この状態で既に公衆送信権が働きます。）

(2)　著作権の制限

権利者の許諾を得なくてもいい場合が、著作権法には「権利の制限」として記されていますが、インタラクティブ配信の場合、上の権利が両方同時に制限されることはありません。従って著作権が消滅していない著作物を利用するときは、全て著作権者の許諾が必要です。

※さらに、この他にも著作隣接権や肖像権等、各権利者の許諾が必要なものがあります。

2　手続きの流れ



©2002-2026JASRAC

3　J-TAKT からのお申し込み及び申請書類のご提出について

(1)　新規に利用を開始する場合

①J-TAKT からお申し込みください。

URL：　https://j-takt.jasrac.or.jp/

②商用配信の規定が適用となる場合(非商用の方でも、利用方法によっては該当する場合があります)、WEB 上での手続きが完了しますと「インタラクティブ配信による管理著作物利用に係る許諾に関する基本契約(基本契約書)」が PDF 形式で発行されます。お手数ですがこのファイルをお手元で 2 部印刷していただき、それぞれ記入、ご捺印のうえ、2 部とも郵送にてご提出ください。当協会で確認し、許諾後、副本を返送いたします。郵送先については§10 をご参照ください。

その際、利用報告時に必要な JASRAC 作品コードの確認にご活用いただける、JASRAC 作品データベース(JASRAC の作品データベースの情報の一部をテキスト・ファイル化したもの。毎月更新されます)の発行を希望する場合は、別途「作品データベースの提供に関する特約」を締結していただきます。WEB 上の表示を参照してください。その余の楽曲につきましては、作品データベース J-WID にて公開しております。

URL：　https://www2.jasrac.or.jp/eJwid/

非商用配信(非営利団体、教育機関、個人の方)の場合は、WEB 上での手続きが完了した際表示される画面を印刷して捺印のうえ郵送いただくこととなります。折り返し音楽著作物利用許諾書を発行いたします。

③ログイン ID／パスワード

J-TAKT からの新規のお申し込みが完了しますと、ログイン ID 及びパスワードを発行いたします。今後新たな利用の申請をされる場合や、利用報告をいただく場合等に必要となりますので、忘れないよう管理をお願いいたします。

※特にパスワードは新規登録時の画面上にのみ表示されますのでご注意ください。

④利用申請

②のお申し込み時、サービスメニュー単位にその内容を登録してください。これが利用申請となります。基本契約は書面で締結しますが、基本契約に基づき許諾する利用の範囲については、WEB 上で利用申請を行っていただき、その内容を確認のうえで当協会が発行する音楽著作物利用許諾書で確定いたします。

⑤サービス概要書

書式を問いませんが、以下の項目がわかるように利用申請毎にご作成いただき、郵送またはメールフォーム（https://www.jasrac.or.jp/aboutus/contact/internet/）よりご提出ください。

- サービス全体の概要（音楽利用以外の内容も含む）
- 課金する場合は課金方法（従量制であれば 1 曲あたりの額、定額制であれば月会費の額とダウンロード上限曲数、ポイント制であれば月会費と付与ポイント及び 1 曲あたりの消費ポイントの詳細をご記載ください）。
- 広告料等収入がある場合はその内容
- リクエスト回数のカウント方法と証憑方法
- 転送、複製不可の場合はその旨とその方法
- 配信開始当初の配信予定楽曲数と JASRAC が著作権を管理している楽曲を利用することを予め確認できるリスト

©2002-2026JASRAC

(ご注意)

サービス概要書がないと許諾手続きを進めることができません。必ずサービス概要書をご提出ください。

なお、許諾には一定の審査期間が必要です。許諾をお急ぎの方は、時間的余裕(少なくとも2週間)をもってお申し込みください。

(2)　基本契約締結済みで新たにサービスを追加して開始する場合

新たなサービスや同じサービスを他のキャリアで開始する場合は、ログインIDとパスワードで J-TAKT へアクセスいただき、利用申請手続きをおとりください。なお、(1)⑤記載のサービス概要書が必要です。WEB上の手続きと並行してネットメディア課まで郵送またはメールフォームよりご提出ください。郵送する場合の送付先につきましては§10 書類送付先をご参照ください。

4　許諾番号・許諾マークの交付について

利用申請手続き完了後、J-TAKT 許諾通知メールをお送りする際、許諾番号および許諾マークを交付いたします。

許諾番号及び許諾マークは、JASRAC の許諾を証するものとなりますので、原則として、お申込みいただいたサービスのトップページ等に掲載してください。

(許諾マーク掲載上のご注意)

(1) 交付を受けた許諾番号・許諾マークは、著作物を利用する当該サイト以外に表示・添付することはできません。また、許諾番号・許諾マークを他の利用者に譲渡することもできません。

(2) 許諾番号および許諾マークは、当該サイトのトップページ等の見やすい位置に表示してください。

(3) 許諾番号は許諾マークの下に「JASRAC 許諾第**********号」と表記してください。

許諾マークについては、必要に応じて画像サイズを変更することをお認めしています。ただし、画像の縦横比は1：1とし、デザインは改変しないでください。

(4) 当該サイト内で利用形態に応じて複数の許諾を得ている場合、「著作権等管理事業者許諾番号」という項目をトップページ下部に設け、リンク先に各著作権等管理事業者の許諾番号・許諾マークを表示する方法もお認めしています。なお、同種の許諾マークの交付を受けている場合、掲載は任意の1つで構いません。

©2002-2026JASRAC

［例］

当該サイト（TOP ページ下部）

著作権等管理事業者許諾番号

↓

リンク先ページ



JASRAC 許諾番号　　または
0123456001Y41011　　JASRAC 仮承認番号
0123456002Y55011　　PVM9999999-000

なお、上記以外の理由で画面上への必要な表示がやむを得ず出来ない場合は契約書に記載されているとおり、JASRAC へその旨の書面（巻末資料参照）を 2 部印刷、捺印のうえ提出してください。JASRAC が承認した場合は、表示を免除いたします。

（その他表示上のお願い）

(1)　原則として、リクエストを受ける画面で楽曲名に添えて当該著作物の著作者名（作詞・作曲者）を表示してください。

(2)　歌詞、楽譜データの配信の場合は、1 曲毎に、©マーク、第 1 次発行年、著作権者名、著作物の題名・著作者名（作詞者・作曲者）・交付を受けた許諾番号が画面上（又はプリント上）表示されるようにしてください。

5　変更・解約・サービス終了の届出について

(1)　変更

基本契約のご担当者、連絡先、パスワード等、J-TAKT から変更できる項目は、J-TAKT へログインいただき、随時変更してください。

J-TAKT から変更できない項目は、以下の URL にて変更届出書をダウンロードしていただき、ご記入、ご捺印のうえ JASRAC ネットメディア課宛ご提出ください。

URL：

https://secure.okbiz.jp/faq-jasrac/faq/show/1480?category_id=187&site_domain=jp

(2)　解約・サービス終了

A. 商用配信の場合

サービス終了等により許諾番号を廃止する、また全サービス終了等により基本契約を解約する場合は、以下の URL にて基本契約解約・許諾番号廃止申込書をダウンロードしていただき、ご記入、ご捺印のうえ JASRAC ネットメディア課宛ご提出ください。

※解約・廃止手続きをいただくまでの間は、原則として毎月、月額最低使用料が許諾単位で発生いたしますのでご注意ください。

URL：https://secure.okbiz.okwave.jp/faq-jasrac/faq/show/1295?site_domain=jp

B. 非商用配信の場合

サービス終了等により許諾契約を解約する場合は、以下の URL にて解約届出書をダウンロードしていただき、ご記入、ご捺印のうえ JASRAC ネットメディア課宛ご提出ください。

URL：https://secure.okbiz.okwave.jp/faq-jasrac/faq/show/1295?site_domain=jp

©2002-2026JASRAC

§５　利用報告等の流れ

音楽著作物の利用報告は、ご利用いただいた著作物の使用料を著作権者に分配するための基礎となる大変重要なものです。また、ご利用形態によりましては、使用料規程に基づく使用料算定に必要なデータともなるものです。
ログデータの集計等によりまして、正確にご報告いただきますよう、お願いいたします。

1　商用配信規定が適用になる場合の利用報告の流れ（定額の使用料が適用となる場合を除く）



(A)　毎月集計・3ヶ月毎ご報告

使用料のご請求及び権利者への正確な分配のために、全ての音楽著作物の利用状況をJASRACが指定する項目、項目順、及びファイル形式（タブ区切りテキスト）で報告していただきます。月毎に集計したものを、3ヶ月毎にご報告いただくこととなります。報告の期限は下表のとおりです。

報告サイクル	
ご利用月	報告期日
4月～6月	7月31日
7月～9月	10月31日
10月～12月	翌1月31日
1月～3月	4月30日

なお、第三者の集計に依存するなどの理由で上記の期限に物理的に間に合わない事情がある場合は、ネットメディア課までお申し出ください。

(B)　報告方法

報告受付システムJ-NOTESから報告できます。以下のURLに、インターネットを通じてアクセスしていただき、あらかじめ発行しております ID、パスワードで貴社の報告ページを開いて報告月毎にファイルをアップロード(ブラウザより)していただきます。

URL https://j-takt.jasrac.or.jp/
発行された ID, パスワードでログイン後、「 利用曲目のご報告／請求明細のご確認［J-NOTES］」を選択

(C)　報告データ作成要領

なお、報告データは、以下の点にご注意のうえタブ区切りテキスト形式で作成してください。報告データは受付時並びに翌日チェック処理を行います。誤ったレコードレイアウトや、項目属性が指定と異なる場合はエラーとなり、再提出していただくこととなりますので、提出前のチェックは十分行ってください。

©2002-2026JASRAC

(1) ファイル名のルール

1 レコード内の項目区切りはタブ区切りとし、1 許諾 1 ヶ月分毎にテキスト・ファイルにまとめてください。ファイル名タイトルのルールは次のとおりです。

許諾番号　＋　利用年月　＋　任意の文字列（英数字のみ）.txt
［16 桁］　［6 桁(YYYYMM)］　［100 桁以内任意］

（例）3091342001Y30105201204.txt
3091342001Y30105201205A01.txt
3091342001Y30105201205A02.txt

※特殊文字等は使用しないでください。
※誤ったファイル名のものは自動的にエラーとなり、受付ができません。
※Microsoft EXCEL などを使用して報告ファイルを作成する場合は、「テキスト（タブ区切り）」に変更したうえでアップロードしてください。タブ区切り（.txt）で保存したデータの最後に余分な改行キーが挿入されることがありますので、提出前に必ず削除してください。

(2) レコード項目のルール

ご報告いただく 1 レコード毎の項目は次ページの「項目表」のとおりです。商用配信、非商用配信、ダウンロード形式、ストリーム形式、映像を伴う場合等すべて共通です。
項目の区切りは、タブ区切りとしてください。1 レコードの終わりには、必ず改行コードを付加してください。
文字コードは SJIS としてください。なお、改行コードは<CR+LF>又は<CR>でお願いします。

(3) 報告データ項目表

項目名	属性（補 1）	必須（補 2）	桁数（補 3）	備考
インターフェイスキーコード	英数	M	30	1 コンテンツ単位にユニークなコード（ファイル名を想定、一度付与したコードは変更不可）。ユーザー毎任意指定※1
コンテンツ区分	英数	C	1	動画等、1 コンテンツに複数楽曲の場合必須“Q” それ以外ブランク
コンテンツ枝番	英数	M	3	動画等、1 コンテンツに複数楽曲の場合楽曲枝番として必須（前ゼロ付“001”から始まる連番） それ以外“000” なお、コンテンツタイトルも 1 データとし、”000”をセット
メドレー区分	英数	C	1	メドレー楽曲の場合必須“M” ※2 それ以外ブランク
メドレー枝番	英数	M	3	メドレー楽曲の場合メドレー構成作品枝番として必須(前ゼロ付“001”から始まる連番)※3 それ以外“000” なお、メドレータイトルも 1 データとし、“000”をセット
コレクトコード	英数	C	1	2 回目報告以降必須　“1”又は“X”又は“Y”※4

©2002-2026JASRAC

ＪＡＳＲＡＣ 作品コード	英数	C	8	不明の場合はブランク可。ただし、一度報告をして請求明細返却時コレクトコードがたてられたデータについては次回報告以降必須。メドレーやコンテンツのタイトル・データについては、1回目ブランク、2回目以降もブランクとしてください。 前“0”の場合の桁落ちにご注意ください。また、コード内のハイフンは不要です。
原題名	MIX	M	200	※5
副題・邦題	MIX	O	60	ある場合
作詞者名	MIX	M*	250	作曲者名といずれか必須※5
補作詞・訳詞者名	MIX	O	60	ある場合
作曲者名	MIX	M*	250	作詞者名といずれか必須※5
編曲者名	MIX	O	60	ある場合
アーティスト名	MIX	O	100	ある場合
情報料（税抜）	英数	M	13	※6必須
ＩＶＴ区分	英数	M	1	“I”=曲のみ利用、“V”＝詞曲とも利用、“T”=詞のみ利用※7必須
原詞訳詞区分	英数	C	1	IVT区分がV又はTのとき必須、原詞利用の場合“1”、訳詞利用の場合“2”、不明の場合“3”
IL区分	英数	C	1	通常ﾌﾞﾗﾝｸ。CD音源配信時はI:IMPORTED（海外音源使用） L: LOCAL（国内音源使用）。
リクエスト回数	英数	C	9	ダウンロード形式（サブスクリプション形式も含む）または都度課金ストリームの場合必須 ストリーム形式の場合、リクエスト回数が集計可能であればその数を、集計不可能であれば‘0’とセット

（補1）英数項目は、半角としてください。
MIX 項目は、日本語と英数字混在可能ですが、全角が推奨です。半角の場合は J-NOTES システムで自動的に全角変換処理を行います。

（補2）M …必須
M*…いずれか必須
C …条件付き必須
O …ある場合のみ（省略可能）

（補3）桁数は、ﾊﾞｲﾄ数です。
日本語は2ﾊﾞｲﾄとなりますのでご注意ください。
なお、タブ区切りデータのため、報告の際、特に桁数に留意していただく必要はありませんが、桁数が指定数をオーバーした場合は、当該データの右側の文字列が削除されてしまいますので、ご注意ください。

※ 1　貴社のデータベースにおいて1コンテンツ単位（1コンテンツ＝1楽曲のときは楽曲単位）に必ずユニークとなるコードを振ってください（1 コンテンツ＝複数楽曲のときは同じコードを振ってください）。ファイル名等指定内容は自由です。ただし、アルファベットの大文字と小文字の区別はできません。なお、同じコンテンツでも同時期に価格を変えて配信している場合は、価格優先で異なるインターフェイスキーコードを振ってください。

※ 2　メドレーは構成曲を管理してください。当協会管理外の著作物を請求から除外するために必須です。なお、メドレーの場合のリクエスト回数や情報料はメドレーのタイトル・レコードを含めメドレー構成曲すべてに同じ情報を入力してください。

©2002-2026JASRAC

※ 3　メドレー連番については、メドレータイトルに“000”、構成曲一曲目に“001”、二曲目に“002”・・・となります。メドレーなので“002”以上が入力されていないとエラー扱いになります。

※ 4　コレクトコードは、最初の報告時には付すことはありません。2回目の報告時から付与してください。

(ア)いただいた報告の JASRAC 作品コードが正しいかどうかの照合をかける。

(イ)正しかったものに“1”、誤っていたもの、または空欄であったため JASRAC が付与したものに“X”、JASRAC 作品コードが途中で変更になったものに“Y”をたてて返却する。権利関係が特定できなかった場合は、「コレクトコード」「JASRAC 作品コード」ともに空欄で返却する。

(ウ)誤っていたもの及び変更になったものは、請求明細返却時に付与するコレクトコード“X”又は“Y”をふって、正しい JASRAC 作品コードに訂正されて返却されます。

(エ)利用者側では、JASRAC 作品コードが誤っていたものは訂正する。JASRAC 作品コードが変更になったものもあわせて変更する。

(オ)次回報告時、前回報告しているデータについては、前回 JASRAC が返却したコレクトコードをそのまま（“1”は“1”、“X”は“X”、“Y”は“Y”のまま）付して、正しい JASRAC 作品コードで報告する。JASRAC 作品コードを直したからといって“X”や“Y”を“1”には変更しないでください。

(カ)報告を受けると、JASRAC は前回報告分との正誤をチェックし、100%正しい場合（コレクトコードが前回報告時のとおりふられていること、さらに、コレクトコード“X”については JASRAC 作品コードが請求明細で返却したとおりに訂正されていること（必須)。コレクトコード“Y”については請求明細で返却したとおりに変更されていなくても可。）使用料減額の対象とします（ただし、減額はこの要素だけで決まるわけではなく、報告が期日までに行われていること、必須項目に漏れがないことも条件です。)。

(キ)以後、このサイクルが継続します。なお、今後は、インターフェイスキーコード、JASRAC 作品コード、コレクトコードの関係が正しく維持されている限り、データ量削減のため一度報告された楽曲についての報告データ項目を省略することを検討しています。

※ 5　できるだけ J-WID 上の記述にそろえてください。なお、請求明細返却時には J-WID 上の原題名を返却いたします(次回以降報告原題名を変更しなければならない、というわけではありません)。著作者が複数存在する場合は“／”（全角スラッシュ）で区切ってすべて記載してください。

※ 6　1曲1リクエストあたりの情報料を数字のみ(桁区切りカンマ無し)で記入してください。ない場合は 0、300 円で 10 曲など包括的に記入している場合は、リクエスト可能回数で割った額を入れてください。割り切れない場合は、小数点第 3 位を切り捨ててください。リクエスト回数が無制限の場合は、1 としてください。

※ 7　ヴォーカル音源でも、イントロなどインスト部分だけのご利用の場合は、“I”としてください。

注 1　着信メロディの配信を行っている場合で、45 秒を超える、または受信先から転送や書き出しができる利用をしている楽曲があるときは、それらは別許諾、別報告となりますので、ご了承ください。

注 2　コレクトコード“Y”については、まれではありますが、1 度付与された JASRAC 作品コードが諸般の事情で変更になる場合(コード移行といいます)があることに対応するものです。この場合、JASRAC のデータベースには古いコードと新しいコードとのリンクが保たれているので問題は起こりませんが、J-WID で検索できるのは新しいコードだけになること、コード

©2002-2026JASRAC

移行後は新しい作品コードが正確な権利情報となりますので、変更することが望ましいことから、お知らせすることとしました。

注３　利用回数が０回の楽曲についても報告は必ずしてください。

注４　ストリーム形式のうちウェブ・キャスティング方式による、インターネットラジオ利用の報告データ作成の際には、通常の作成方法に加えて以下の点にご注意ください。

① 曲単位の報告が原則ですが、ラジオドラマ等再利用が想定されるような番組としての単位がある場合は、番組単位に同一のインターフェイスキーコードとし、コンテンツ区分、コンテンツ枝番単位で楽曲を管理（メドレーの場合はさらにメドレー枝番、メドレー区分が必要）し、報告してください。

② １度報告をいただいた後の明細でお返しするコレクトコードは、データベースに保持していただき、同一楽曲が次回以降利用される都度報告データに付してください。リクエスト回数は、可能な限り「その楽曲が何回聴かれたか」を集計してください。この場合、配信された楽曲を頭から終わりまで全部聴かれたかどうかは問いません。また、番組としての単位がある場合は、その番組を全部聴かれたかどうかも問いません。これが不可能な場合は、「その楽曲を月内に何回配信したか」を集計してください。

２　商用配信規定のうち、定額の使用料が適用となる場合の利用報告の流れ

(A)　利用曲目のご報告について

著作者への分配資料とするため、許諾期間中に利用された曲目をご報告いただくことがJASRAC レパートリー利用許諾の条件となっております。初回許諾期間終了月の翌月（自動更新の場合以降毎年同月）及び解約・満了の場合はその翌月に、その期間にご利用になった著作物の利用状況を JASRAC が指定する項目、項目順、及びファイル形式（タブ区切りテキスト）で報告していただきます。

(B)　報告方法

JASRAC から「許諾期間自動更新または満了に伴う利用曲目報告等ご案内」というメールが届きましたら、以下のフォーマットの形式で、利用された曲目のご報告ファイルを作成の上、以下の URL からアクセスいただく J-TAKT の「ご登録者／ご契約者サービスメニュー」にある「利用曲目のご報告／請求明細のご確認［J-NOTES］」にご報告ファイルをアップしてください。

URL https://j-takt.jasrac.or.jp/
発行された ID, パスワードでログイン後、「 利用曲目のご報告／請求明細のご確認［J-NOTES］」を選択

(C)　報告データ作成要領

なお、報告データは、以下の点にご注意のうえタブ区切りテキスト形式で作成してください。報告いただいたデータは受付時並びに翌日チェック処理を行います。誤ったレコードレイアウトや、項目属性が指定と異なる場合はエラーとなり、再提出していただくこととなりますので、提出前のチェックは十分行ってください。

©2002-2026JASRAC

(1) ファイル名のルール

1 レコード内の項目区切りはタブ区切りとし、1 年毎（解約・満了の場合で 1 年以内の場合はそのすべて）にテキスト・ファイルにまとめてください。ファイル名タイトルのルールは次のとおりです。

許諾番号　＋　満了年月　＋　任意の文字列（英数字のみ）.txt
［16 桁］　［6 桁（YYYYMM）］　［100 桁以内任意］

（例）3091342001Y30105201204.txt
3091342001Y30105201205A01.txt
3091342001Y30105201205A02.txt

※特殊文字等は使用しないでください。
※誤ったファイル名のものは自動的にエラーとなり、受付ができません。
※Microsoft EXCEL などを使用して報告ファイルを作成する場合は、「テキスト（タブ区切り）」に変更したうえでアップロードしてください。タブ区切り（.txt）で保存したデータの最後に余分な改行キーが挿入されることがありますので、提出前に必ず削除してください。

レコード項目のルール等の報告データ作成要領は、「1 商用配信規定が適用になる場合の利用報告の流れ」と同様です（P.18 参照）。

3　商用配信規定のうち、定率の使用料が適用になる場合の収入報告の流れ

(A)　毎月集計・3 ヶ月毎ご報告

商用配信のうち定率の使用料が適用となるご利用（月間の情報料・広告料等収入に使用料率を乗じて月額使用料を算出する取扱いとなる利用形態）の場合、使用料のご請求のために、当該期間の情報料収入及び広告料等収入を月毎に集計したものを、利用曲目と併せて、3 ヶ月毎にご報告いただくこととなります。報告の期限は下表のとおりです。

報告サイクル	
ご利用月	報告期日
4 月～6 月	7 月 31 日
7 月～9 月	10 月 31 日
10 月～12 月	翌 1 月 31 日
1 月～3 月	4 月 30 日

なお、第三者の集計に依存するなどの理由で上の期限に物理的に間に合わない事情がある場合は、ネットメディア課までお申し出ください。

©2002-2026JASRAC

(B)　報告方法

使用料は証憑書類（写し）に基づき算出しますが、ご提出いただく証憑書類（写し）は、原則として第三者が発行したものとします。

証憑書類（写し）は、余白に許諾番号とサービス名を記し、3 ヶ月単位にまとめてネットメディア課宛郵送してください。郵送の際、いつご送付いただいたかを確認できる送付状を必ず付してください。なお、送付状に報告対象の全許諾サービスについてサマリーを付してください。

※サマリーのサンプルはこちらの URL よりご参照ください（xls 形式）。
https://www.jasrac.or.jp/users/internet/procedure-business#individual4

※(A)(B)と併せて、利用曲目報告が必要です、利用曲目報告の方法については、「1 商用配信規定が適用になる場合の利用報告の流れ」と同様です（P.18 参照）。収入報告、利用曲目報告のどちらか一方だけでは利用報告が完了せず、ご請求を差し上げることができませんのでご注意ください。

4　非商用配信規定が適用となる場合の利用報告の流れ



(A)　利用曲目のご報告について

著作者への分配資料とするため、許諾期間中に利用された曲目をご報告いただくことが JASRAC レパートリー利用許諾の条件となっております。

(B)　報告方法

JASRAC から「許諾期間自動更新または満了に伴う利用曲目報告等ご案内」というメールが届きましたら（着信メロディデータの配信や、情報料または広告料等収入を得て配信をおこなう方は、許諾書記載の報告サイクルの報告月になりましたら）、以下のフォーマットの形式で、利用された曲目のご報告ファイルを作成の上、以下の URL からアクセスいただく J-TAKT の「ご登録者／ご契約者サービスメニュー」にある「利用曲目のご報告[J-NOTES]」にご報告ファイルをアップロードしてください。

URLhttps://j-takt.jasrac.or.jp/
発行された ID, パスワードでログイン後、「利用曲目のご報告［J-ＮＯＴＥＳ］」を選択

(C)　報告データ作成要領

なお、報告データは、以下の点にご注意のうえタブ区切りテキスト形式で作成してください。報告データは受付時並びに翌日チェック処理を行います。誤ったレコードレイアウトや、項目属性が指定と異なる場合はエラーとなり、再提出していただくこととなりますので、提出前のチェックは十分行ってください。

(1)　ファイル名のルール

1 レコード内の項目区切りはタブ区切りとし、許諾毎（着信メロディデータや、情報料・広告料等収入を得ての配信の場合は 1 ヶ月分毎）にひとつのテキスト・ファイルにまとめてください。ファイル名タイトルのルールは次のとおりです。

©2002-2026JASRAC

許諾番号	＋	報告年月	＋	任意の文字列（英数字のみ）.txt
［10 桁］		［6 桁(YYYYMM)］		［100 桁以内任意］

（例）

J123456789201207.txt

J123456789201207A01.txt

※特殊文字等は使用しないでください。
※誤ったファイル名のものは自動的にエラーとなり、受付ができません。
※Microsoft EXCEL などを使用して報告ファイルを作成する場合は、「テキスト(タブ区切り)」に変更したうえでアップロードしてください。タブ区切り（.txt）で保存したデータの最後に余分な改行キーが挿入されることがありますので、提出前に必ず削除してください。

レコード項目のルール等の報告データ作成要領は、「1 商用配信規定が適用になる場合の利用報告の流れ」と同様です（P.18 参照）。

ただし、コレクトコード欄は常に空欄となります。欄ごと削除してしまいますと報告時エラーとなってしまいます。必ず空欄として残しておいてください。

©2002-2026JASRAC

5　報告項目エラー表



項番	エラーメッセージ	考えられるエラー原因	関連項目	備考
1	項目数（タブの数）が違います。	・報告項目数が不足している（タブの数が不足） ・拡張子の変換が正常に行われていない ・項目値の途中に改行が挿入されている ・テキストファイルの文字コードが Shift_JIS 以外になっている（Unicode など）	全て	・タブの数が 18 未満のときエラーとなる ・折り返し表示や、縮小表示設定はテキスト変換するとタブずれの要因となる
2	コンテンツ区分が無効です。	・コンテンツ区分に『Q』または空欄（Null）以外が入力されている	コンテンツ区分	
3	コンテンツ枝番が無効です。	・コンテンツ枝番に数値以外が入力されている ・コンテンツ区分が『Q』でコンテンツ枝番『000』『001』が存在しない ・コンテンツ区分が空欄（Null）でコンテンツ枝番『000』以外が存在している ・『000』等 3Byte の文字列以外が入力されている	コンテンツ区分	
4	メドレー区分が無効です。	・メドレー区分に『M』または空欄（Null）以外が入力されている	メドレー区分	
5	メドレー枝番が無効です。	・メドレー枝番に数値以外が入力されている ・メドレー区分が『M』でメドレー枝番『000』『001』『002』が存在しない ・メドレー区分が空欄（Null）でコンテンツ枝番『000』以外が存在している ・『000』等の 3Byte の文字列以外が入力されている	メドレー枝番	
6	インターフェイスキーコードが入力されていません。	・インターフェイスキーコードが空欄（Null） ・データ最終行以降にブランク行が収録されている	インターフェイスキーコード	
7	インターフェイスキーコードが重複しています。	1 つの報告ファイル内で、インターフェイスキーコード＋コンテンツ枝番＋メドレー枝番が重複している	インターフェイスキーコード コンテンツ枝番 メドレー枝番	
8	コレクトコードが無効です。	・コレクトコードに空欄（Null）または『1』『X』『Y』以外が指定されている	コレクトコード	
9	JASRAC 作品コードが入力されていません。	・コレクトコードが空欄（Null）以外で JASRAC 作品コードが空欄（Null）になっている	JASRAC 作品コード コレクトコード	
10	原題名が入力されていません。	・原題名が空欄（Null）	原題名	コンテンツまたはメドレーの『000』であれば空欄（Null）でも可
11	作詞者名か作曲者名が入力されていません。	・作詞者名と作曲者名がどちらも空欄（Null）	作詞者名・作曲者名	コンテンツまたはメドレーの『000』であれば空欄（Null）でも可
12	情報料が入力されていません。	・情報料が空欄（Null）	情報料	
13	情報料が無効です。	・情報料に数値以外が入力されている	情報料	×→1,234,567　○→1234567
14	IVT区分が入力されていません。	・IVT区分が空欄（Null）	IVT 区分	半角
15	IVT区分が無効です。	・IVT区分に『I』『V』『T』以外が入力されている	IVT 区分	半角
16	原詞訳詞区分が入力されていません。	・IVT 区分が『V』または『T』で原詞訳詞区分が空欄（Null）となっている	原詞訳詞区分	半角
17	原詞訳詞区分が無効です。	・IVT 区分が『V』または『T』で原詞訳詞区分が『1』『2』『3』以外となっている	原詞訳詞区分	半角
18	IL区分が無効です。	・IL区分に空欄（Null）または『I』『L』以外が入力されている	IL 区分	半角
19	リクエスト回数が無効です。	・リクエスト回数に数値以外が入力されている	リクエスト回数	×→1,234,567　○→1234567
20	リクエスト回数が入力されていません。	・リクエスト回数が空欄（Null）	リクエスト回数	

©2002-2026JASRAC

項番	エラーメッセージ	考えられるエラー原因	関連項目	備考
21	JASRAC 作品コードの桁数が不足しています。	・JASRAC 作品コードの桁数が'-'を除く8 桁未満となっている	JASRAC 作品コード	
22	JASRAC 作品コードが無効です。	・JASRAC 作品コードに半角英数字以外の文字が入力されている	JASRAC 作品コード	半角英数字（ハイフンを除く）以外の文字が入力されていた場合。
23	インターフェイスキーコードが無効です。	・インターフェイスキーコードの項目に不許可文字が入力されている。	インターフェイスキーコード	『0』～『9』、『a』～『z』、『A』～『Z』、『@』、『-』、『.』、『_』、半角スペース以外が入力されている
24	報告件数とファイルの件数が一致しません。	・入力した報告件数と実際のファイルの明細件数が不一致	明細件数	
25	メドレーのリクエスト回数が一致していません	・1メドレー内でリクエスト回数が異なっている	メドレー区分 メドレー枝番 リクエスト回数	
26	音声番組の場合はコンテンツ区分の入力が必要です。	・音声番組でコンテンツ区分「Q」が指定されていない	コンテンツ区分	
27	音声番組ではメドレー区分は指定できません。	・音声番組でメドレー区分が指定されている	メドレー区分	
28	コンテンツまたは音声番組のリクエスト回数が一致していません。	・1 コンテンツまたは1音声番組内でリクエスト回数が異なるとき	リクエスト回数	

・ 報告データをアップロードしていただいた日の翌日早朝に、報告データのフォーマットチェックを行い、以下の要領で結果をメールにてお知らせします。

【エラーがあった場合】

（アップロードの翌日早朝）**『利用曲目報告エラー通知』**という件名のメールをお送りします。

【エラーがなかった場合】

1）報告期日の前日までに報告データをアップロードしていただいた場合

（アップロードの翌日早朝）**『利用曲目報告受付通知』**という件名のメールをお送りします。
（報告期日の翌日早朝）**『利用曲目報告受理通知』**という件名のメールをお送りします。

2）報告期日の当日に（または報告期日を過ぎてから）報告データをアップロードしていただいた場合

（アップロードの翌日早朝）**『利用曲目報告受理通知』**という件名のメールをお送りします。

【報告データのアップロード当日に、エラーの有無を確認していただく方法】

報告データをアップロードしていただいた当日に、チェック対象とする報告窓口（許諾番号と利用年月の組み合わせごとに開設されます）をご選択いただいたうえで「仮チェック」ボタンを押してください。

通常 30 分以内に（混雑時はこの限りではありません）、エラーがある場合は**『利用曲目報告　仮チェック（エラーあり）』**、エラーがない場合は**『利用曲目報告　仮チェック』**という件名のメールをそれぞれお送りします。

なお、アップロードの当日に「仮チェック」を実施していただき、エラーがなく**『利用曲目報告　仮チェック』**の発信対象となった報告窓口については、アップロードの翌日になっても**『利用曲目報告受付通知』**は発信されません。

©2002-2026JASRAC

§6　著作物使用料のお支払い

1　非商用配信



※非商用配信でも、基本契約を締結している方は2　商用配信の項目をご覧ください。

非商用配信の許諾手続き完了後、「音楽著作物利用許諾書」及び「請求書」を JASRAC から発送いたします。
期限までにお支払いください。

2　商用配信



(1)　お支払い期限

JASRAC からは、原則としてご報告をいただいた月の翌月末までに請求書をお送りいたします。
JASRAC から請求を受けた月の翌月末日までに、請求書に記載されている指定口座へ著作物使用料をお振り込みください。その際の手数料はお振込人の負担になります。
商用配信のうち定額の使用料が適用となるご利用については、許諾日の翌月末日を期限とした請求書をお送りします。

(2)　請求明細データ

請求書が発行されますと、以下のとおり請求明細も発行されます。ご確認ください。
※請求明細データは、入金後6ヶ月を経過すると取得できなくなりますのでご注意ください。

A　請求明細データのダウンロード方法

(ｱ)　1ファイルずつダウンロードする場合

J-NOTES（URL：https://j-takt.jasrac.or.jp/）へアクセスしていただき、該当サービスメニュー詳細情報の一覧より、該当年月のラジオボタンを選択の上、DL ボタンをクリックしてください。請求明細データがダウンロードされます。

(ｲ)　一括してダウンロードする場合

J-NOTES サービスメニューから「請求明細データ一括ダウンロード」を選択してください。その時点で取得可能なデータがない場合には、「一括ダウンロードが可能なサービスは存在しません。」というメッセージが表示されます。
一括ダウンロードは、次の3つのパターンから選択できます。

©2002-2026JASRAC

①最新（YYYY 年 MM 月）請求分

最新（＝YYYY 年 MM 月に作成された）請求明細データを全てダウンロード

②ダウンロードできるものすべて

取得履歴にかかわらず、既存の請求明細データ全てをダウンロード

③ダウンロードしていないもの

既存の請求明細データのうち、取得履歴が無いもの全てをダウンロード（すべてに取得履歴がある場合は選択肢自体が表示されません）

上記 3 つのパターンのいずれかを選択したうえで、さらに絞り込みが必要な場合は「ダウンロード対象をさらに絞りこむ」にもチェックしてください。

次の画面で、選択したパターンの対象となるサービス名一覧が表示されますので、不要な請求明細データのチェックを外したうえで、「データ作成」ボタンをクリックしてください（※この時点ではまだデータを取得できません）。

データ作成のためしばらくお時間をいただきますが(5～30 分程度お待ちください)、「請求明細一括ダウンロードデータ完成通知」メールが届きましたら、あらためて「請求明細データ一括ダウンロード」画面にアクセスしていただき、「一括ダウンロード完成データ」からご取得いただけます。圧縮ファイル（zip 形式）となっていますので、解凍してご利用ください。

B　ファイルレイアウト

ダウンロードいただいたファイルの項目レイアウトは次の通りです。

請求明細項目表

項目名	属性	桁数	備考
インターフェイスキーコード	英数	30	利用報告いただいた内容をそのまま記入
コンテンツ区分	英数	1	
コンテンツ枝番	英数	3	
メドレー区分	英数	1	
メドレー枝番	英数	3	
コレクトコード※1	英数	1	報告いただいた JASRAC 作品コードが正しい場合“1”、正しい JASRAC 作品コードに修正されている場合“X”、JASRAC 作品コードが途中で変更になっているが、その関係が当協会側で保たれている場合“Y”※１
JASRAC 作品コード	英数	10	請求計算時に参照した JASRAC 作品コード（注）
JASRAC 作品名	MIX	200	JASRAC に権利者から届出のあった作品名
副題・邦題	MIX	60	利用報告いただいた内容をそのまま記入 ※コレクトコードが“X”または“Y”のとき、報告いただいた内容と実際の権利者が異なる場合がありますので、コレクトコードに応じて J-WID で作詞者・作曲者名をご確認ください。
作詞者名	MIX	250	
補作詞・訳詞者名	MIX	60	
作曲者名	MIX	250	
編曲者名	MIX	60	
アーティスト名	MIX	100	
情報料（税抜き）	英数	13	
IVT 区分	英数	1	
原詞訳詞区分	英数	1	
IL 区分	英数	1	
リクエスト回数	英数	9	

©2002-2026JASRAC

作品内外区分	英数	1	内国作品“1”、外国作品“2”
コンテンツ単位 使用料（税抜き）	MIX	60	消費税抜きの使用料額 適用レート×リクエスト回数×徴収率
適用レート	MIX	60	使用料規程を適用して算出した１リクエストあたりの使用料額
徴収率※2	英数	6	該当作品の権利関係を参照して、JASRAC が請求の対象とした％　※２
削除追加区分※3	英数	3	JASRAC で報告された作品を削除した場合“1” JASRAC で利用作品を追加した場合“2” 上記いずれでもない場合ブランク　※3
請求計算結果 コード	英数	2	請求計算結果の状況を示すコード 内容は下の一覧を参照

（注）：次のコードは著作権が消滅している作品を示すコードです。
0D111117 および 09000003

請求計算結果コード一覧(取扱い都合上、同じ理由でもコードが異なる場合がありますが、ご了承ください。)

00　正常に請求計算ができました。
10　該当する JASRAC 作品コードは存在しません。
11　該当する JASRAC 作品コードは存在しません。
12　該当する JASRAC 作品コードは存在しません。
13　該当作品は権利関係が未確定です。
14　該当作品は権利者の都合により「使用禁止」に指定されています。直ちに利用を取りやめてください。
15　該当作品は権利関係が未確定です。
16　該当作品は権利関係が確認できませんでした。
17　該当作品の複製権の権利関係は確認できませんでした。
18　詞のみ利用と報告されていますが、詞の権利者が存在しません。
19　権利者の一部または全部に問題があり、該当部分の請求ができませんでした。
20　該当作品は権利関係が未確定です。
21　該当作品は権利関係が未確定です。
23　該当作品は権利関係が未確定です。　※4
24　正常に請求計算ができました。

請求計算結果コードがブランクのものは通常に請求計算がされます。

※ 1　コレクトコードについては、P.21 の要領を十分ご確認の上次回報告時、必ず前回の請求明細のとおりに付与して報告してください。

※ 2 徴収率につきましては、その率が 100.00％となっている場合、ご利用月毎に該当する四半期の末日（1 月から 3 月ご利用分は 3 月末日、4 月から 6 月は 6 月末日、7 月から 9 月は 9 月末日、10 月から 12 月は 12 月末日）時点の権利関係で JASRAC がインタラクティブ配信に関するすべての権利を管理していることを意味しています。100.00％未満が表示されている楽曲につきましては、一部又は全部の著作権が消滅しているか、JASRAC にインタラクティブ配信に関する著作権管理を委託していない権利者が楽曲の権利に関与していることが考えられます。もし当該権利に関し、必要な許諾を得ていない場合は、貴社の責任においてご対応ください。
なお、J-WID 上では JASRAC が請求対象としていない権利者に係わる情報も提供し

©2002-2026JASRAC

ている場合がありますが、該当する権利者の権利所在情報までは、当協会は持ち合わせておりません。ご了承ください。

※ 3　削除追加区分については、報告受理後、報告漏れ、誤報告に対応した場合、報告事業者の方の了解に基づく場合のみ発生するものです。

※ 4　従量サービスかつリクエスト回数０回で、請求見込額と報告データ件数の比率等により権利者への使用料分配対象とならない楽曲については請求作業の対象外となります。請求明細データにはご報告いただいた『作品コード』および『原題名』をセットし、コレクトコードはブランクとなります。当該楽曲の権利関係は確定しておりませんのでご注意ください。

C　１曲１回あたりの使用料が適用される場合の請求明細と請求書金額の確認方法
次の計算式にて別途発行いたします請求書の請求金額とご確認ください。

請求書記載ご請求額（消費税込）＝
全明細のコンテンツ単位使用料合計 × 減額率（結果は小数点以下切捨て）+ 消費税

※ 使用料規程に従い、複数のサービスを１枚の請求書でご請求している場合、請求書の備考欄に、対象となるサービスの許諾番号を表示しております。各サービスの使用料額を合算いただいた後に消費税を乗じていただくと、請求書記載の金額になります。

D　使用料減額の適用について
J-NOTES のサービスメニュー詳細情報画面の一覧にある割引１２３欄に「＊」がある項目につき、減額が適用されています。減額適用の詳細については、巻末資料使用料規程取扱細則第３条をご覧ください。

(3)　商用配信の方へ～使用料規程取扱細則適用のルール

巻末資料に掲載しておりますとおり、使用料規程取扱細則第３条のいずれかの項目に該当しますと、お支払いいただく使用料が項目毎5%ずつ減額されます。

使用料規程第11節インタラクティブ配信の規定のうち、ストリーム形式が適用になるものや、同節 1(1)①(ｱ)㋓が適用となる利用（着信音専用データの配信）及び利用期間又は回数に制限のある形式による配信については、原則として（1）の減額措置の適用はありません。

(2)の減額措置の条件である「当協会の指定する権利管理情報」とは、「JASRAC 作品コード」、「作詞者名」、「作曲者名」、「JASRAC（文字列)」を指します。着信メロディデータのようにデータ容量に限界がある等事情があり、上の項目の全てが付加できない場合は、可能な限りの項目を入力していただくこととしますが、少なくとも「JASRAC（文字列)」は検出できることが必要です。電子透かし技術を用いていただくことを、コンテンツ保護の観点からも当協会は推奨しております。

(1)及び(2)の項目につきましては、巻末資料の DAWN-ACT 準拠申請書をご提出いただき、審査のうえ対応について当協会が確認した翌月から適用となりますが、(3)に基づく減額の対象とするかどうかは、ご報告の都度システム的に判断することとなります。その際の基準は次のとおりとなりますので、ご留意ください。

なお、使用料規程に定める月額最低使用料が適用となるときは上記細則の減額措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

A　報告期日内に報告が提出されている。
※報告期日は J-NOTES ホームページにても確認が出来ます。

©2002-2026JASRAC

B　コレクトコードが 100%反映されている（2002 年 4 月以降、初回報告時にはこの条件は考慮されません）。
C　JASRAC チェック済楽曲以外の JASRAC 作品コードで、報告月の 1 日現在において J-WID で検索可能であったものの正しい付与率が 95%を超える（当面対応保留）。

(4) 1 曲 1 リクエストあたりの情報料算出方法について

【情報料】
受信者（エンドユーザー）が支払う必要のあるコンテンツ利用の対価

- 従量制課金 …… 1 曲 100 円など
- 定額制課金 …… 月額 300 円で月に 10 曲までなど
- ポイント制 …… 月額 300 円で 30P、1 曲 10P など
- みなし情報料 …… 商品購入者に 1 曲プレゼントなど

著作物使用料計算にあたっての 1 曲 1 リクエストあたりの情報料については、従量制課金の場合は明らかですが、その他の場合は次の取扱いによる計算などを経て確定する必要があります。情報料の算出を誤ると使用料の過不足が発生する場合がございますので、以下をよくお読みいただき十分ご注意ください。

【1 曲 1 リクエストあたりの情報料】
定額制課金のように、1 曲 1 リクエストごとの直接の課金が無い場合には、①月額、②メニュー数、③リクエスト（ダウンロード）可能回数から算出します。

①月額
音楽配信のメニューを含めたそのサイト全体のサービスを受けるために必要な月単位の利用料金。例えば月額 300 円のサービスならその額を指します。

②メニュー数
ひとつのサイトにおいて、JASRAC の許諾単位となる音楽利用があるメニューはその許諾の数、それ以外の課金対象となるメニューがある場合はそれらをトータルで 1 、としてメニュー数に加えます。

＜例＞
- 着信メロディデータの配信しかない　→　メニュー数 1
- 着信メロディデータの配信のほかに音楽を使わないたくさんの課金対象メニューがある　→　メニュー数 2（許諾メニュー1　+　その他メニュー1）
- 着信メロディデータの配信、歌詞画面表示、その他に音楽を使わないたくさんの課金対象メニューがある　→　メニュー数 3（許諾メニュー2　+　その他メニュー1）

※サービスメニュー数の按分につきましては、2000 年 12 月 18 日認可の旧著作物使用料規程には明文化されていましたが、その後運用項目として整理し、規定からは削除しましたが、適用は継続しています。

©2002-2026JASRAC

---------以下旧規定原文引用----------

備考⑭

使用料を算出する番組（現規定「サービスメニュー」）ごとに情報料、広告料等使用料を算定するのに必要な収入を区分して報告できない場合は、報告できない番組に限り、該当する番組にかかる収入を当該番組数の総数で按分した収入をもとに月額使用料を計算する。なお、著作物を利用していない番組が当該収入に含まれる場合は、その数にかかわらず、按分する番組の数に１を加えるものとする。

③リクエスト（ダウンロード）可能回数

そのメニューにおいて、受信者（エンドユーザー）がひと月にリクエスト（ダウンロード）可能な楽曲数（友達にプレゼント出来る場合などもその数を加算します）。上限がある場合はその数、取り放題など制限が無い場合は“∞”とします。

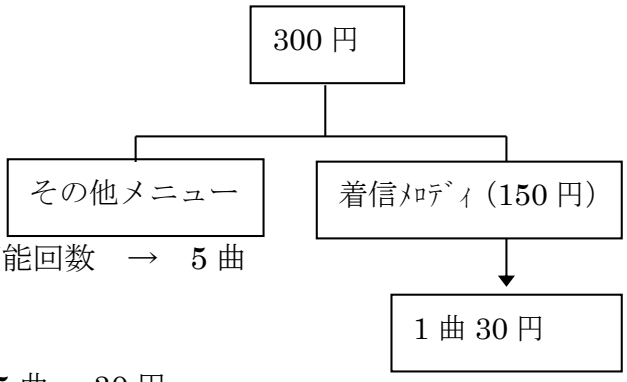
これらのことを踏まえ、いくつかの典型的な算出例をお示しします。

例１．月額 300 円のサイトで、着信メロディデータ 5 曲までと、待受画像 5 枚までダウンロードできる。

①月額　→　300 円

②メニュー数　→　2

③リクエスト（ダウンロード）可能回数　→　5 曲



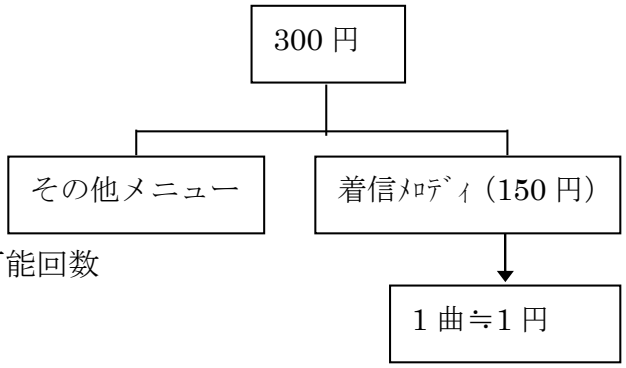
1 曲 1 リクエストあたりの情報料
→　300 円 ÷ 2 メニュー ÷ 5 曲 = 30 円

例２．月額 300 円のサイトで待受画像が 10 枚まで、着信メロディデータが無制限でダウンロードできる場合

①月額　→　300 円

②メニュー数　→　2

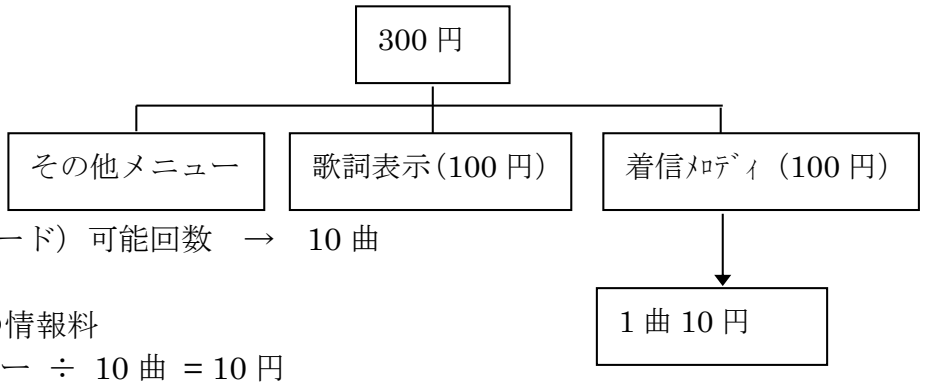
③ リクエスト（ダウンロード）可能回数
→　無制限∞



1 曲 1 リクエストあたりの情報料
→　300 円 ÷ 2 メニュー ÷ ∞ ≒1 円

©2002-2026JASRAC

例３． 月額300円のサイトで､着信メロディデータまたは着信ボイスを10回ダウンロード可能だが、会員だけが閲覧できる歌詞表示もある



①月額　→　300 円

②メニュー数　→　3

③ リクエスト（ダウンロード）可能回数　→　10 曲

1 曲 1 リクエストあたりの情報料
　→　300 円 ÷ 3 メニュー ÷ 10 曲 = 10 円

※ なお、このとき、歌詞表示の利用にかかる使用料は、サイト全体の情報料収入をメニュー数 3 で除した額の 3.5%となります

【ポイント制】

月額に対応するポイントを付与するサービスの場合は、月額をメニュー数で按分せず、1 曲 1 リクエストあたりに必要なポイントに、月額から換算したポイント単価を乗じた額を 1 曲 1 リクエストあたりの情報料とします。

例４． 月額 300 円で 30P を付与、1P10 円の価格設定で、オリジナル音源着信音は 1 曲 10P、待受画像は 5P、着信メロディは 1 曲 2P でダウンロードでき、あまったポイントは翌月に持ち越せる。

ポイント単価 = 300 円 ÷ 30P = 10 円
　1 曲 1 リクエストあたりの情報料
　　オリジナル音源着信音
　　→　10×ポイント単価（10 円）=100 円
　　着信メロディ
　　→　2×ポイント単価（10 円）=20 円

※ なお、このとき、有料会員に対するポイント外の音楽メニュー（有料会員向けの歌詞表示サービスなど）がある場合、該当する使用料区分の下支え額（歌詞表示の場合は最低月額使用料 5,000 円）を適用することとなります。

【みなし情報料】

商品購入者、有料サイト新規加入者等を対象とした配信においては、エンドユーザーの出費が前提となっているため、収入区分は「情報料有り」となります。ただし、エンドユーザーの支払う額のうち、音楽利用の対価分を割り出すことが困難です。そのためダウンロード形式であれば 1 曲 1 リクエストあたり使用料の下支えである 7.7 円(着信音専用データは 5 円)を、ストリーム形式であれば最低月額使用料 5,000 円を適用することとします。

©2002-2026JASRAC

(5) 使用料算出の単位について

インタラクティブ配信の使用料は、原則として1サービスメニューごとに算定いたします。

ただし、1 ホームページ内に複数の着信音（着信メロディ、オリジナル音源着信音、動画付着信音）配信サービスがある場合は、これらを1サービスメニューとみなして使用料を算定いたします。

なお、許諾番号は配信内容ごとに交付し、請求のみ任意のサービスに統合いたします。使用料規程に定める月額最低使用料の適用判断は、請求を統合したサービスすべてのコンテンツ単位使用料を合算したうえで実施いたします。

また、ここでいう 1 ホームページとは、例えば、携帯電話の公式メニューであれば、1サイトとしてメニューリストに登録されている単位とし、キャリア違いや別カテゴリに掲載されているサービスについては、請求の統合対象といたしません。

対象となる着信音配信サービスの請求統合を希望される場合は、巻末資料の使用料算出単位変更申込書をご提出ください。また、請求統合を解除する場合や、同一ホームページ内でのサービスの追加・許諾番号廃止等で統合対象とする許諾の内訳が変更する場合も、都度申込書をご提出ください。

©2002-2026JASRAC

§7　1（1）「音楽を主とした利用」におけるサブスクリプションの取扱いについて



【サブスクリプションとは】
サービス登録会員を対象とした聴き放題（見放題）サービス、またはそれに準じたサービスにより、サービス登録期間中に限り、楽曲データ、音声番組、またはコンテンツを受信者に選択させる方法等により利用させる形態をいいます。
ただし一斉送信型のサービスは除きます。

1（1）「音楽を主とした利用」において、サブスクリプションにより楽曲データ（音声番組）を配信する場合、配信形式（ダウンロード／ストリーム）に関わらず取扱いは以下記載のとおりとなります。

※1（1）「音楽を主とした利用」以外におけるサブスクリプション・サービスについては、配信形式（ダウンロード／ストリーム）により取扱いが異なります。
※サブスクリプション・サービスのうち、平成 28 年 2 月の規定変更実施以前に 1（1）②ストリーム形式の規定を適用して許諾されたサービスについては、当該サービス内容が存続する間、従前の取扱いを継続します（インタラクティブ配信の備考⑨）。

（ア）受信者がサービス登録期間中に限り、 1 楽曲データ（1 音声番組）単位で選択が可能となる場合

月間の情報料収入および広告料等収入の 7.7%、または 77 円に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額が、月額使用料となります。
インタラクティブ配信において、契約促進のために一定の情報料免除期間を設けている場合の取扱いは、原則的にはインタラクティブ配信の備考⑤[1]のとおりですが、（ア）の場合にあらかじめ設定する 1 ヶ月以内の情報料免除期間については、使用料の評価対象から除外します。

情報料および広告料等収入がない場合は、55 円に月間の総加入者数を乗じて得た額が月額使用料となります。

上記使用料率および下支え使用料で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は、最低月額使用料 5,000 円が適用されます。

[1]本来情報料が定められているにもかかわらず、利用促進キャンペーン等のため情報料を一定期間減額または免除して利用する場合の使用料は、本来の情報料に基づき算出する。

©2002-2026JASRAC

（イ）　（ア）の規定が適用となるサービスのうち、受信者の楽曲選択にあたり楽曲のジャンルあるいはアーティスト等プログラム単位で選択させるなど、楽曲の選択方法に一定の制約を設ける場合。

月間の情報料収入および広告料等収入の 4.5%、または 13 円 50 銭に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額が、月額使用料となります。
（イ）の場合において、契約促進のためあらかじめ設定する 1 ヶ月以内の情報料免除期間については、使用料の評価対象から除外します。

情報料および広告料等収入がない場合は、9 円 50 銭に月間の総加入者数を乗じて得た額が、月額使用料となります。

上記使用料率および下支え使用料で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は、最低月額使用料 5,000 円が適用されます。

（ウ）各受信者に対してサービス登録期間中にあらかじめ 1 ヶ月を超えて情報料を免除する場合

月間の情報料収入および広告料等収入の 12%、または 120 円に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額が、月額使用料となります。

上記料率および下支え使用料で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は、最低月額使用料 5,000 円が適用されます。

なお、インタラクティブ配信の備考⑤で定める「本来の情報料に基づく使用料の算出」を選択するときは、（ア）の規定を適用することも可能です。

※本取扱いが適用となるサービスについては、上記使用料率および下支え使用料の範囲内で、情報料を免除する期間の長さやサービス内容を勘案したうえで取扱いを検討します。該当するサービスを行う予定がございましたら、サービス概要書を添えてメールフォームからご連絡ください。

（エ）受信者が受信者以外の者に楽曲データ（音声番組）を利用させるなど、（ア）を超える機能を提供する場合

月間の情報料収入および広告料等収入の 12%、または 120 円に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額が、月額使用料となります。
上記料率および下支え使用料で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は、最低月額使用料 5,000 円が適用されます。

※本取扱いが適用となるサービスについては、上記使用料率および下支え使用料の範囲内で、サービス内容を勘案したうえで取扱いを検討します。該当するサービスを行う予定がございましたら、サービス概要書を添えてメールフォームからご連絡ください。

©2002-2026JASRAC

【1（1）③サブスクリプションが適用されるサービスでの歌詞閲覧機能について】
本来、受信者側のプリンタで印刷することができないストリーム形式での歌詞配信については第11節インタラクティブ配信1（2）の取扱いを適用して許諾しますが、上記（ア）（イ）（ウ）（エ）が適用されるサービス内で行われる付随的な歌詞閲覧機能については、1（1）③の規定による許諾に含めます。

■サブスクリプションの取扱いの特例■
サブスクリプションの取扱いについては、インタラクティブ配信の備考⑦および⑧記載の特例があります。

【備考⑦記載の特例】
上記（ア）が適用となるサービスのうち、以下いずれかに該当する場合。
・月間のサービス利用時間が20時間以内に制限されている場合。
・月間の利用曲数が20曲以内に限定されている場合。または、月間の選択可能楽曲数が10曲以内に制限されている場合で、且つ受信者とのサービス契約が継続する場合に翌月以降に選択可能楽曲数が追加加算されるときは、合計120曲以内に制限されている場合。

月間の情報料収入および広告料等収入の4.5%、または13円50銭に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額が、月額使用料となります。

情報料および広告料等収入がない場合は、9円50銭に月間の総加入者数を乗じて得た額が、月額使用料となります。

上記使用料率および下支え使用料で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は、最低月額使用料5,000円が適用されます。

【備考⑧記載の特例】
上記（ア）または（イ）が適用となるサービスのうち、受信者が当該サービスに接続している間に限り再生が可能な場合で、かつ以下いずれかに該当する場合。
・ 同時に送信可能化する楽曲の総数が10万曲以内の場合
・ カラオケ配信など歌唱の伴奏音源を配信する場合（ただし、使用料規程第10節が適用される場合を除く）
・ 楽器演奏用の伴奏音源を配信する場合
・ 楽曲の販売を促進する目的で試聴用音源を配信する場合
・ 実演家・レコード製作者等が自らの活動を紹介する目的で自身が関与する楽曲を配信する場合

月間の情報料および広告料等収入の3.5%の金額が、月額使用料となります。
ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は、最低月額使用料5,000円が適用されます。

©2002-2026JASRAC

サブスクリプションについては、今後様々なビジネスモデルの展開が予想されるため、上記規定の範囲内で各ビジネスモデルの内容を鑑みて、取扱いを検討します。
サービスを検討されている場合は、まずはサービス概要書をご作成いただき、メールフォームから事前に JASRAC へご相談ください。

メールフォーム： https://www.jasrac.or.jp/aboutus/contact/internet/

©2002-2026JASRAC

§8　動画コンテンツに音楽を用いて配信する場合の取扱いについて



使用料規程では、第 11 節インタラクティブ配信 1(3)として、音楽以外の著作物を利用することを主たる目的として配信する場合における JASRAC 管理楽曲の著作物使用料を定めています。

この規定が適用となる利用のうち、特に動画の利用にあたっては、著作者の事前同意や、インタラクティブ配信の他、第 7 節ビデオグラムの規定に基づく許諾を要する場合があります。特に外国曲は、著作者の同意を得られないことや、第 7 節ビデオグラムの規定に基づく許諾において JASRAC 委託者の指定する額のお支払いが必要となる場合もあります。

なお､他の利用方法と同様､コンテンツ内の JASRAC が管理していない権利(著作者人格権、楽曲の翻案権、その他映像・ゲームなどに係る音楽以外の権利等）については、それぞれの権利者に許諾を得ることが必要ですのでご注意ください。

※ビデオグラム録音の手続き窓口：JASRAC 複製部録音・ビデオグラム・出版課
web 申請：「 J-RAPP」（https://j-rapp.jasrac.or.jp/）

		許諾または仮承認を得て利用可能な配信内容
インタラクティブ配信の手続きのみ必要な場合	内国曲	①コンテンツ内容にかかわらず有期限ダウンロードおよびストリーム配信 ②特定のゲームに用いる音楽データ配信→P.62 参照
	外国曲	③映画・放送番組の二次利用コンテンツの有期限ダウンロードおよびストリーム配信（※判定リストで「不可」でないもの） https://www2.jasrac.or.jp/eJwid/info/stream.html
	内外共通	④同時中継ストリーム ⑤既許諾ビデオグラムのダウンロードおよびストリーム ⑥ライブラリー音源のみ使用した動画コンテンツのダウンロードおよびストリーム ⑦現地で製作者により包括的な許諾処理がなされている海外製作映像（映画やテレビドラマ）のダウンロードおよびストリーム ⑧　着信音専用データ（動画付着信音）ダウンロード →規定 1(1)を適用 ⑨音楽プロモーションビデオおよび動画付カラオケのダウンロードおよびストリーム→規定 1(1)を適用
インタラクティブ配信以外の手続きも必要となる場合	内国曲	⑩第 7 節ビデオグラム許諾前新規動画コンテンツのダウンロード →ビデオグラム録音 ⑪ゲーム配信（ただし特定ゲームを除く） →ゲームソフトへの録音※(4)
	外国曲	⑫第 7 節ビデオグラム許諾前新規動画コンテンツのダウンロードおよびストリーム→ビデオグラム録音 ⑬映画、放送番組の二次利用コンテンツのダウンロードおよびストリーム配信（※判定リストで「不可」のもの） →ビデオグラム録音 ⑭ゲーム配信（特定ゲームを含む） →ゲームソフトへの録音※(4)
	内外共通	⑮動画コマーシャルダウンロードおよびストリーム →広告目的複製※(3)

※③・⑤・⑥・⑦の配信は原則として基本使用料のお手続きは不要ですが、権利者の意向により配信の際に基本使用料が必要となる場合があります。

©2002-2026JASRAC

(1) 動画コンテンツに音楽を用いダウンロード形式で配信する場合

①音楽主体で構成される映像作品（音楽コンサート・ライブ映像）を配信する場合

利用者団体との暫定合意に基づき、2027 年 3 月までは月間の情報料及び広告料等収入の 3.2%が月額使用料となります。（※）

（※）算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円となります。
この場合において送信可能化する日数が5日までのときは、日額1,000円となります。

② 映画、ドラマ、アニメ等一般娯楽動画をダウンロード形式で配信する場合

利用者団体との暫定合意に基づき、2027 年 3 月までは月間の情報料及び広告料等収入の 2%が月額使用料となります。（※）

（※）算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円となります。
この場合において送信可能化する日数が5日までのときは、日額1,000円となります。

動画ダウンロード配信の場合、以下の利用については別途取扱いがございます。

・着信音専用データ（電話等の着信音に用いるデータのうち、通常の総再生時間が 45 秒以内のものであって、受信先の端末機械から他の記憶装置への複製ができない形式のもの）の場合は、内国曲・外国曲にかかわらず「動画付着信音（着信音専用データ）」での許諾となります。

・CD 販売促進の目的のためにレコード会社等が制作したプロモーションビデオ（ビデオクリップ）や動画付カラオケについても、第 11 節インタラクティブ配信 1(1)音楽を利用することを主たる目的として配信する場合の規定での許諾となります。

(2) 動画コンテンツに音楽を用いストリーム形式で配信する場合

動画コンテンツに音楽を用いストリーム形式で配信する場合は、インタラクティブ配信の許諾を得ていただくことで利用可能です。その場合の使用料は、利用者団体協議会との暫定合意に基づき、2027 年 3 月 31 日までは下表が適用となります。

サービスメニューの区分	規定料率	2027 年 3 月 31 日までの料率
主として音楽により構成されるもの	月間の情報料及び広告料等収入の 2.8%	月間の情報料及び広告料等収入の 2.1%
一般娯楽等	月間の情報料及び広告料等収入の 2.0%	月間の情報料及び広告料等収入の 1.5%
スポーツ・ニュース等音楽の利用比率が低いもの	月間の情報料及び広告料等収入の 0.8%	月間の情報料及び広告料等収入の 0.8%
最低使用料	本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は、5,000 円とする。この場合において、送信可能化する日数が 5 日までのときは、日額 1,000 円とする。	
なお、情報料及び広告料等収入がない場合の使用料は、年額 50,000 円とする。この場合において、送信可能化する日数が 1 年に満たない場合は、利用曲数にかかわらず月額 5,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。		

©2002-2026JASRAC

(3) 広告に音楽を用い配信する場合

企業や商品の広告を目的に著作物を利用する場合はインタラクティブ配信手続きのほかに、使用料規程第 15 節広告目的で行う複製に基づく「広告目的複製手続き」と使用料のお支払いが必要です。広告目的複製の許諾を得たうえでインタラクティブ配信手続きを行ってください。

広告での音楽利用に際しては内国作品・外国作品に関わらず、利用する作品の著作者に、利用の可否を含めた事前確認を行ってください。利用可能である場合も、委託者が使用料額を指定することができるため、多くの場合は指定額（指値）となります。多くのケースでは、著作者から著作権の譲渡を受けている音楽出版者（外国作品については日本地域での著作権の管理権限を有している音楽出版者）を通じて確認していただくこととなります。

利用する作品を管理する音楽出版者にご連絡のうえ、利用内容をお伝えいただき、楽曲の利用可否のほか、利用可能な場合の広告目的複製使用料など条件について事前にご確認いただいたうえで、担当部署へお手続きください。

なお、CM 配信に伴うインタラクティブ配信の許諾を得たサイトに、広告目的複製の手続きが済んでいない楽曲（又はコンテンツ）を追加して使用する場合は、追加する楽曲に関し必ず広告目的複製手続きを行ってください。

※広告目的複製の手続き窓口：JASRAC 複製部広告・ゲーム・映画課
ご案内ページ： https://www.jasrac.or.jp/users/advertisement/

(4) ゲームに音楽を用い配信する場合

ゲームに音楽を用い配信するご利用についてはインタラクティブ配信手続きのほかに、使用料規程第 16 節ゲームに供する目的で行う複製に基づく「ゲームソフトへの録音手続き」と使用料のお支払いが必要です（P.62 記載「特定のゲームに用いる音楽データの配信（内国曲）」の場合を除く）。ゲームソフトへの録音の許諾を得たうえでインタラクティブ配信手続きを行ってください。

ゲームでの音楽利用に際しては内国作品・外国作品に関わらず、利用する作品の著作者に、利用の可否を含めた事前確認を行ってください。利用可能である場合も、委託者が使用料額を指定することができるため、多くの場合は指定額（指値）となります。多くのケースでは、著作者から著作権の譲渡を受けている音楽出版者（外国作品については日本地域における管理権限を有している日本の音楽出版者）を通じて確認していただくこととなります。

利用する作品を管理する音楽出版者にご連絡のうえ、利用内容をお伝えいただき、楽曲の利用可否のほか、利用可能な場合のゲームソフトへの録音使用料など条件について事前にご確認いただいたうえで、担当部署へお手続きください。

なお、ゲーム配信に伴うインタラクティブ配信の許諾を得たサイトに、ゲームソフトへの録音の手続きが済んでいない楽曲（又はコンテンツ）を追加して使用する場合は、追加する楽曲に関し必ずゲームソフトへの録音手続きを行ってください。

※ゲームソフトへの録音の手続き窓口：JASRAC 複製部広告・ゲーム・映画課
web 申請：「 J-RAPP」（https://j-rapp.jasrac.or.jp/**）**

©2002-2026JASRAC

(5) その他・注意事項

既にインタラクティブ配信の許諾を得た動画配信サービスであっても、上表で第 7 節ビデオグラムの規定の手続きを必要としているコンテンツを追加配信する場合や、インタラクティブ配信により初めて公表された動画コンテンツをパッケージ化する際は、第 7 節ビデオグラムの手続きが必要となりますのでご注意ください。

※ビデオグラム録音の手続き窓口：JASRAC 複製部録音・ビデオグラム・出版課
web 申請：「 J-RAPP」（https://j-rapp.jasrac.or.jp/）

©2002-2026JASRAC

§9　国境を越えた利用について



(1) 海外での配信ビジネスについて

海外で音楽配信サービスをおこなう場合は、現地の権利者に許諾を得ていただく必要があります。配信予定楽曲が JASRAC 管理楽曲であっても、JASRAC と相互管理契約を締結しているその国の音楽著作権管理団体や、その地域での権利を有している音楽出版者などに許諾を得なければなりません。

そこでご注意いただきたいのは、ネットワーク上の音楽利用は、著作権のうち演奏権（performing rights）・録音権（mechanical rights）が複合的に働く利用であり、両方の権利について許諾を得る必要があるということです。JASRAC はそのいずれの権利をも管理しておりますので、一度の手続きで両方含めた許諾を発行できますが、他の国では多くの場合演奏権と録音権の権利者が異なり、それぞれに手続きが必要です。

このような状況を踏まえて、海外での配信ビジネスプランを立てる際には、権利処理について事前によくご確認いただくようお願いいたします。

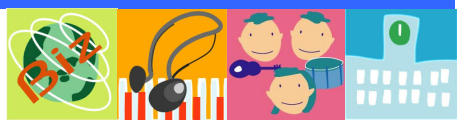
(2) 国境をまたぐ配信について

国境をまたぐ著作物利用に関しては、許諾方法に一定のルールがないため、特定国向けの配信と同様、原則として各サービス地域における許諾を得ていただく必要があります。

サービス内容によっては、JASRAC で海外向け配信を含めた許諾を行うことが出来るか検討し、当事国の著作権管理団体と個別に取り扱いを定める場合もありますので、ネットメディア課までご相談ください。

©2002-2026JASRAC

§10　書類送付先・連絡先等一覧



1　利用許諾契約に関する各種書類送付先

電子データの場合　j-takt_regs@jasrac.or.jp
紙媒体等の場合　　〒107-0052　港区赤坂 1-8-1　赤坂インターシティ AIR　22 階
JASRAC ネットメディア課 J-TAKT 係

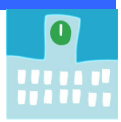
2　お問い合わせ先

JASRAC ホームページに FAQ(https://secure.okbiz.okwave.jp/faq-jasrac/)をご用意いたしております。ご質問のカテゴリ、キーワードなどから該当のアンサーをご検索ください。FAQ で解決できなかったご質問につきましては、同じく FAQ 内に設置のメールフォームからお問い合わせください。

※メールフォームはこちらの URL からもご利用いただけます。
https://www.jasrac.or.jp/aboutus/contact/internet/

©2002-2026JASRAC

Appendix　教育機関のホームページで音楽をご利用いただく場合について



2002 年 4 月 1 日から適用となりました使用料規程に基づき、営利を目的としない教育機関において教育の一環として利用する場合の使用料は、以下のとおりとなります。

(1)　教育機関用の規定が適用となる場合

「文部科学省が教育機関として定めるところ、およびこれに準ずるところ」が主体となっておこなう配信であること。

幼稚園、小中高校、中等教育学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校、看護学校などの各種学校、大学校、保育所などがこれにあたります。また、当該学校のホームページでのご利用に限ります。

「教育の一環として」の利用であること。

教育機関が責任を持っておこなう配信であり、授業や学校生活に関わる利用を対象としています。

「情報料及び広告料等収入のいずれもない」こと。

名目や収支を問わず、いかなる収入も伴わないホームページでの配信を対象としています。

(ご注意)

これらに該当しないご利用につきましては、オンライン上の手続き窓口「J-TAKT」からご登録いただく際に、利用者区分で「教育機関」をご選択いただくことはできません。

着信メロディの配信や、情報料・広告料等収入がある場合につきましては、商用配信と同じ手順になります。

(2)　手続きが必要となるご利用例と手順について

①　ご利用例

・学校紹介のため BGM に音楽を流したい
・合唱コンクールなどでの演奏を掲載したい
・みんなで歌った合唱曲の歌詞を表示したい　etc

③　　手続きの手順について

まず、ご利用予定の楽曲の権利関係につきましては、JASRAC が公開している作品検索データベース「J-WID」(https://www2.jasrac.or.jp/eJwid/) で、あらかじめご確認のうえ、JASRAC が著作権を管理する楽曲をご利用の場合は、オンライン上の手続き窓口「J-TAKT」からご登録いただき、ご登録完了時に作成される申込書をプリントアウト、ご捺印のうえ、郵送いただきますようお願いいたします。JASRAC が申込書を受領いたしましたら、内容を確認のうえ、許諾書と払込票をお送りし、許諾マークを発行いたします。許諾を得られたサイトは、JASRAC 指定の許諾マークをホームページにご掲載ください。

©2002-2026JASRAC

③　手続きの際ご留意いただきたい点

学校や個人の方の無料のホームページでの音楽掲載など、非商用配信の使用料規程は、2001 年 7 月 1 日から適用開始となっております。本取扱いにつきましても、手続きいただく以前からご利用いただいている場合は2001年7月以降のご利用開始月から適用となります。

⑶　校歌のご利用について

学校のホームページに、JASRAC がその著作権を管理する当該学校の校歌をご掲載になることについては、著作者から特段の申し出がない限り、「校歌に関する音楽著作物利用許諾申込書（インタラクティブ配信）」をご提出いただくことで、当分の間使用料を免除させていただくこととなりました。

学校のホームページに校歌の演奏情報データの掲載、歌詞表示などなさる場合は、まず校歌の作曲者、作詞者が JASRAC の会員であるかどうかを、作品検索データベース「J-WID」で、あらかじめご確認いただき、JASRAC 会員作家の手による校歌の場合は、「校歌に関する音楽著作物利用許諾申込書（インタラクティブ配信）」をご提出ください。

https://www.jasrac.or.jp/users/education/excel/school-song.xlsxより、申込書をダウンロードのうえ、必要項目をご入力いただき、E メールで申込書ファイルを添付してご提出ください。

申込書をご提出いただきましたら、内容を確認のうえ、許諾番号・許諾マークを発行いたしますので、ホームページにご掲載いただくようお願いいたします。

なお、ファイルをダウンロードできない、またはダウンロードしたエクセルファイルを開けない、作成したファイルをメールで送信できない等の環境の方は、ネットメディア課までご連絡ください。

また、校歌以外の JASRAC管理楽曲をご利用の場合はオンライン上の手続き窓口「J-TAKT」からお手続きいただきますようお願いいたします。

©2002-2026JASRAC

使用料規程　第 11 節　インタラクティブ配信



音楽配信、テレフォンサービス等ネットワークを用いた放送および有線放送以外の公衆送信およびそれに伴う複製により著作物を利用する場合（第 10 節の規定を適用する場合を除く。）の使用料は、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

1　包括的利用許諾契約を結ぶ場合

(1)　商用配信(リスニング用、カラオケ用、着信音等音楽を利用することを主たる目的として配信する場合)

①　ダウンロード形式

(ｱ)　楽曲データを配信する場合の月額使用料は、以下の表のとおりとする。

㋐　再生可能な期間等に制限がない場合

		情　報　料	
		ある	ない
広告料等収入	ある	広告料等収入の有無にかかわらず、1 曲 1 リクエスト当たりの情報料の 7.7%または 7 円 70 銭のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1 曲 1 リクエスト当たり 6 円 60 銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	ない		1 曲 1 リクエスト当たり 5 円 50 銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最低使用料		本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とする。この場合において、送信可能化する日数が 5 日までの場合は、日額 1,000 円に利用日数を乗じて得た額とする。	

㋑　受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が 7 日を超え 30 日までの場合

		情　報　料	
		ある	ない
広告料等収入	ある	広告料等収入の有無にかかわらず、1 曲 1 リクエスト当たりの情報料の 5.6%または 5 円 60 銭のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1 曲 1 リクエスト当たり 5 円に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	ない		1 曲 1 リクエスト当たり 4 円 50 銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。

©2002-2026JASRAC

最低使用料	本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とする。この場合において、送信可能化する日数が 5 日までの場合は、日額 1,000 円に利用日数を乗じて得た額とする。

㋐　受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が 7 日までの場合

		情報料	
		ある	ない
広告料等収入	ある	広告料等収入の有無にかかわらず、1 曲 1 リクエスト当たりの情報料の 4.5%または 4 円 50 銭のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1 曲 1 リクエスト当たり 3 円 85 銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	ない		1 曲 1 リクエスト当たり 3 円 50 銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最低使用料		本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とする。この場合において、送信可能化する日数が 5 日までの場合は、日額 1,000 円に利用日数を乗じて得た額とする。	

㋑　㋐㋑㋒にかかわらず、着信音専用データの場合

		情報料	
		ある	ない
広告料等収入	ある	広告料等収入の有無にかかわらず、1 曲 1 リクエスト当たりの情報料の 7.2%または 5 円のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1 曲 1 リクエスト当たり 5 円に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	ない		
最低使用料		本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とする。この場合において、送信可能化する日数が 5 日までの場合は、日額 1,000 円に利用日数を乗じて得た額とする。	

©2002-2026JASRAC

(ｲ) 音声番組の月額使用料は、以下の表のとおりとする。

㋐ 再生可能な期間等に制限がない場合

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2">情　　報　　料</td></tr>
<tr><td>あ　　る</td><td>な　　い</td></tr>
<tr><td rowspan="2">広告料等収入</td><td>あ
る</td><td rowspan="2">広告料等収入の有無にかかわらず、1 音声番組 1 リクエスト当たりの情報料の 7.7%または 7 円 70 銭または3円80銭に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。</td><td>1音声番組1リクエスト当たり6円60銭または3円30銭に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。</td></tr>
<tr><td>な
い</td><td>1音声番組1リクエスト当たり5円50銭または2円70銭に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低使用料</td><td colspan="2">本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とする。この場合において、送信可能化する日数が 5 日までの場合は、日額 1,000 円に利用日数を乗じて得た額とする。</td></tr>
</table>

㋑ 受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が 7 日を超え 30 日までの場合

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2">情　　報　　料</td></tr>
<tr><td>あ　　る</td><td>な　　い</td></tr>
<tr><td rowspan="2">広告料等収入</td><td>あ
る</td><td rowspan="2">広告料等収入の有無にかかわらず、1 音声番組 1 リクエスト当たりの情報料の 5.6%または 5 円 60 銭または1円40銭に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。</td><td>1音声番組1リクエスト当たり5円または1円20銭に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。</td></tr>
<tr><td>な
い</td><td>1音声番組1リクエスト当たり4円50銭または1円10銭に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低使用料</td><td colspan="2">本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とする。この場合において、送信可能化する日数が 5 日までの場合は、日額 1,000 円に利用日数を乗じて得た額とする。</td></tr>
</table>

©2002-2026JASRAC

⑦　受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が 7 日までの場合

		情　報　料	
		ある	ない
広告料等収入	ある	広告料等収入の有無にかかわらず、1 音声番組 1 リクエスト当たりの情報料の 4.5%または 4 円 50 銭または 1 円 10 銭に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1 音声番組 1 リクエスト当たり 3 円 85 銭または 96 銭に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。 ただし、受信先において当該データの再生可能な期間または回数に 3 日または 3 回までの制限がある場合、且つ再生時間が 10 分以内の場合は、楽曲数にかかわらず、2 円 50 銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	ない		1 音声番組 1 リクエスト当たり 3 円 50 銭または 80 銭に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。 ただし、受信先において当該データの再生可能な期間または回数に 3 日または 3 回までの制限がある場合、且つ再生時間が 10 分以内の場合は、楽曲数にかかわらず、2 円 25 銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最低使用料		本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とする。この場合において、送信可能化する日数が 5 日までの場合は、日額 1,000 円に利用日数を乗じて得た額とする。	

②　ストリーム形式

月額使用料は、同時送信可能化する楽曲数にかかわらず以下の表のとおりとする。

ただし、1 曲(1 音声番組)を利用する都度情報料が課される方式による場合の当該著作物（音声番組）の使用料は、当該情報料の 4.5%または 4 円 50 銭のいずれか多い額に当該著作物（音声番組）の月間の総リクエスト回数を乗じて得た額または下表の最低使用料の額のいずれか多い額とする。

なお、情報料および広告料等収入がない場合の使用料は、年額 50,000 円とする。この場合において、送信可能化する日数が 1 年に満たない場合は、利用曲数にかかわらず月額 5,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。

©2002-2026JASRAC

サービスメニューの区分	使用料率
主として音楽により構成されるもの	月間の情報料および広告料等収入の 3.5%
一般娯楽等	月間の情報料および広告料等収入の 2.5%
スポーツ・ニュース等音楽の利用比率が低いもの	月間の情報料および広告料等収入の 1.0%
最低使用料	本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は、5,000 円とする。この場合において、送信可能化する日数が 5 日までのときは、日額 1,000 円とする。

なお、1 サービスメニューにおいて利用する著作物が著しく少ない場合の使用料は、本表にかかわらず、2 の規定により定めた料率または額に総リクエスト回数を乗じた額とすることができる。

③　サブスクリプション

①または②の配信形式にかかわらず、サブスクリプションにより、楽曲データ（音声番組）を配信する場合の月額使用料は以下のとおりとする。

(ｱ)　受信者がサービス登録期間中に限り、１楽曲データ（１音声番組）単位で選択が可能となる場合

㋐　月間の情報料収入および広告料等収入の7.7%または77円に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。

㋑　情報料および広告料等収入がない場合は、55円に月間の総加入者数を乗じて得た額とする。

ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。

(ｲ)　(ｱ)の場合において、受信者の楽曲選択にあたり、楽曲のジャンルあるいはアーティスト等プログラム単位で選択させるなど、楽曲の選択方法に一定の制約を設ける場合

㋐　月間の情報料収入および広告料等収入の4.5%または13円50銭に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。

㋑　情報料および広告料等収入がない場合は、9円50銭に月間の総加入者数を乗じて得た額とする。

ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。

(ｳ)　各受信者に対してサービス登録期間中にあらかじめ１ヶ月を超えて情報料を免除する場合は、月間の情報料収入および広告料等収入の12%または120円に情報料免除期間終了後の月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。

ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。

なお、事業者が情報料の免除期間において本来の情報料に基づく使用料の算出を選択するときは、(1) ③ (ｱ) の規定を適用することができる。

(ｴ)　受信者が受信者以外の者に楽曲データ（音声番組）を利用させるなど、(1) ③ (ｱ) を超える機能を提供する場合は、月間の情報料収入および広告料等収入の12%または120円に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。

ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。

©2002-2026JASRAC

(2)　商用配信((1)のうち、歌詞または楽曲を文字、楽譜等により可視的に利用する配信)

①　ダウンロード形式、またはデータを受信側のプリンタで印刷することが可能なストリーム形式

(ｱ)　楽曲データを配信する場合の月額使用料は、以下の表のとおりとする。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2">情　　報　　料</td></tr>
<tr><td>あ　　る</td><td>な　　い</td></tr>
<tr><td rowspan="2">広告料等収入</td><td>ある</td><td>広告料等収入の有無にかかわらず、1曲1リクエスト当たりの情報料の 10%または 10 円のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。</td><td>1曲1リクエスト当たり6円60銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。</td></tr>
<tr><td>ない</td><td>1曲1リクエスト当たり5円50銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低使用料</td><td colspan="2">本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とする。この場合において、送信可能化する日数が 5 日までの場合は、日額 1,000 円に利用日数を乗じて得た額とする。</td></tr>
</table>

ただし、外国の著作物が利用される場合の月額使用料は、当該外国の著作物に限り、本表（最低使用料を除く。）にかかわらず、2 の規定により定めた料率または額に月間の総リクエスト回数を乗じた額とする。

(ｲ)　受信側のプリンタで印刷することが可能なサブスクリプションの月額使用料は以下のとおりとする。

当分の間（2）①（ｱ）の規定を適用する。

(ｳ)　受信側のプリンタで印刷することができないサブスクリプションの月額使用料は以下のとおりとする。

受信先の記憶装置において、受信者のサービス契約解約後、直ちに当該楽曲の利用が不可能となる場合の月額使用料は、情報料および広告料等収入の 10%または 100 円に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。

なお、情報料および広告料等収入がない場合の使用料は、55 円に月間の総加入者数を乗じて得た額とする。ただし、本料率で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は、5,000 円とする。

②　データを受信側のプリンタで印刷することができないストリーム形式

当分の間、(1) ②の規定を適用する。

(3)　商用配信(音楽以外の著作物を利用することを主たる目的として配信する場合 ((1)、(2)の規定が適用にならない場合))

①　ダウンロード形式

1曲（1コンテンツ）ごとに配信をする場合の月額使用料は、以下の表のとおりとする。

©2002-2026JASRAC

(ｱ)　再生可能な期間等に制限がない場合

		情報料	
		ある	ない
広告料等収入	ある	広告料等収入の有無にかかわらず、1曲（1コンテンツ、以下本表において同じ）1リクエスト当たりの情報料の6.2%または6円20銭のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1曲1リクエスト当たり5円30銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	ない		1曲1リクエスト当たり4円40銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最低使用料		本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。	

(ｲ)　受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が7日を超え30日までの場合

		情報料	
		ある	ない
広告料等収入	ある	広告料等収入の有無にかかわらず、1曲（1コンテンツ、以下本表において同じ）1リクエスト当たりの情報料の4.5%または4円50銭のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1曲1リクエスト当たり3円85銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	ない		1曲1リクエスト当たり3円50銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最低使用料		本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。	

(ｳ)　受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が7日までの場合

		情報料	
		ある	ない
広告料	ある	広告料等収入の有無にかかわらず、1曲（1コンテンツ、以下本表において同じ）1リクエスト当たり	1曲1リクエスト当たり3円20銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。

©2002-2026JASRAC

等収入	ない	の情報料の 3.6%または 3 円 60 銭のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1 曲 1 リクエスト当たり 2 円 80 銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最低使用料		本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とする。この場合において、送信可能化する日数が 5 日までの場合は、日額 1,000 円に利用日数を乗じて得た額とする。	

(ｴ)　サブスクリプションの月額使用料は以下のとおりとする。

受信先の記憶装置において、受信者のサービス契約解約後、直ちに当該楽曲の利用が不可能となる場合の月額使用料は、情報料および広告料等収入の 5.8%または 58 円に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。

なお、情報料および広告料等収入がない場合の使用料は、44 円に月間の総加入者数を乗じて得た額とする。ただし、本料率で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は、5,000 円とする。

② ストリーム形式

月額使用料は、同時送信可能化する楽曲数にかかわらず以下の表のとおりとする。ただし、1 曲(1 コンテンツ)を利用する都度情報料が課される方式による場合の当該著作物（コンテンツ）の使用料は、当該情報料の 3.6%または 3 円 60 銭のいずれか多い額に当該著作物（コンテンツ）の月間の総リクエスト回数を乗じて得た額または下表の最低使用料の額のいずれか多い額とする。

なお、情報料および広告料等収入がない場合の使用料は、年額 50,000 円とする。この場合において、送信可能化する日数が 1 年に満たない場合は、利用曲数にかかわらず月額 5,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。

サービスメニューの区分	使用料率
主として音楽により構成されるもの	月間の情報料および広告料等収入の 2.8%
一般娯楽等	月間の情報料および広告料等収入の 2.0%
スポーツ・ニュース等音楽の利用比率が低いもの	月間の情報料および広告料等収入の 0.8%
最低使用料	本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は、5,000 円とする。この場合において、送信可能化する日数が 5 日までのときは、日額 1,000 円とする。

なお、1 サービスメニューにおいて利用する著作物が著しく少ない場合の使用料は、本表にかかわらず、2 の規定により定めた料率または額に総リクエスト回数を乗じた額とすることができる。

©2002-2026JASRAC

(4)　非商用配信

①　ダウンロード形式

同時に送信可能化する楽曲 10 曲毎の年額または月額使用料は、利用形態にかかわらず以下の表のとおりとする。

ただし、歌詞、楽譜等可視的な利用で外国の著作物を利用する場合の使用料は、2 の規定により定めた料率または額にリクエスト回数を乗じた額とする。

一般	個人が営利を目的とせずに利用する場合	営利を目的としない教育機関が利用する場合
年額 50,000 円とする。なお、送信可能化する日数が 1 年に満たない場合は、月額 5,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。	利用形態にかかわらず年額 10,000 円とする。なお、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 1,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額、同時に送信可能化する楽曲が 10 曲に満たない場合は 1 曲当たり年額 1,200 円、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 150 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。	利用形態にかかわらず年額 20,000 円とする。なお、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 2,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額、同時に送信可能化する楽曲が 10 曲に満たない場合は 1 曲当たり年額 2,400 円、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 300 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。

②　ストリーム形式（本規定において、単なる画面表示にとどまる外国の著作物を除く歌詞、楽譜の利用も含む。）

利用形態、同時に送信可能化する楽曲数にかかわらず、年額または月額使用料は、以下の表のとおりとする。

一般	個人が営利を目的とせずに利用する場合	営利を目的としない教育機関が利用する場合
年額 30,000 円とする。なお、送信可能化する日数が 1 年に満たない場合は、月額 3,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。	年額 10,000 円とする。なお、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 1,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額、同時に送信可能化する楽曲が 10 曲に満たない場合は 1 曲当たり年額 1,200 円、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 150 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。	年額 20,000 円とする。なお、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 2,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額、同時に送信可能化する楽曲が 10 曲に満たない場合は 1 曲当たり年額 2,400 円、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 300 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。

2　包括的利用許諾契約によらない場合

包括的利用許諾契約によらない場合の使用料は、1 曲 1 リクエスト毎に定めるものとし、1 曲 1 リクエスト当たりの情報料の 20%または歌詞、楽曲それぞれ 20 円のいずれか

©2002-2026JASRAC

多い額を上限として利用状況等を参酌して決定する。

(インタラクティブ配信の備考)
(用語の定義)
① 本節において、用語の定義は次のとおりとする。
(ｱ) 商用配信
情報料または広告料等収入を得て行う配信､および収入の有無に関わらず営利を目的とする者が行う配信をいう。
(ｲ) 非商用配信
非営利団体または非営利の任意のグループもしくは個人が営利を目的とせず行う配信をいう。
ただし、以下のデータの配信については商用配信とみなす。
㋐ 商業用レコード等（当該商業用レコード等にかかわる権利者の許諾を特に非商用利用として得ている場合はこの限りではない)。
㋑ 着信音（着信音専用データを含む)。
(ｳ) ダウンロード形式
受信先の記憶装置に複製して利用させる配信の形式をいう。
(ｴ) ストリーム形式
受信先の記憶装置に複製せずに利用させる配信の形式をいう。
(ｵ) サブスクリプション
サービス登録会員を対象とした聴き放題（見放題）サービス、またはそれに準じたサービスにより、サービス登録期間中に限り、楽曲データ、音声番組、またはコンテンツを受信者に選択させる方法等により利用させる形態をいい､一斉送信型を除く。ただし、1（1）の配信の場合においては、(ｳ）または（ｴ）の配信形式にかかわらないものとする。
(ｶ) 楽曲データ
1曲の歌詞又は楽曲（歌詞と楽曲あわせて送信するものを含む）のデータで、分割して受信することが不可能な形式により1リクエストあたりに送信される単位をいう。
(ｷ) 着信音専用データ
電話等の着信音に用いるデータのうち、通常の総再生時間が45秒以内のものであって､受信先の端末機械から他の記憶装置への複製ができない形式のものをいう（画像などを伴うものを含む)。
(ｸ) 音声番組
楽曲のほかにナレーションその他楽曲でない音声を伴う番組(映像を伴うものは除く）で、分割して受信することが不可能な形式により1リクエストあたりに送信される単位をいう。
(ｹ) コンテンツ
映像を伴う利用またはコマーシャルの利用において､分割して受信することが不可能な形式により1リクエスト当たりに送信される単位をいう。
(ｺ) 情報料
インタラクティブ配信の利用の対価として、通常受信者が支払わなければならない料金（消費税を含まないもの。コンテンツ利用料、会費等いずれの名義をもってするかを問わない。）をいう。
(ｻ) 広告料等収入

©2002-2026JASRAC

インタラクティブ配信を行うに当たり情報料以外に得る収入をいい、広告料やスポンサー料等いずれの名義をもってするかを問わない。

(ｼ) サービスメニュー

ホームページ等（ネットワーク上に掲載されている情報について、1 運営主体が責任を有する範囲のものをいう。）のサービスのなかで、単独のサービスとして一般に認識されるよう明示されている単位をいう。

(ｽ) 外国の著作物

当協会の委託者ではない日本国外の音楽出版者が著作者との間に音楽出版契約を締結した著作物で、且つ当協会著作権信託契約約款第 16 条の定めに基づき、使用料規程第 4 節出版等の許諾の際の使用料を委託者の定める額としている著作物をいう。

(ｾ) 試聴

主として音楽を利用する利用形態において、本協会使用料規程が適用される営利を目的とした利用が行われる場合で、当該利用の促進を目的として行われるストリーム形式における配信をいい、情報料、広告料等収入を得ないもので、著作物データの総再生時間が 1 曲当たり 45 秒以内のものに限る。

なお、1（2）の規定が適用となる場合で、配信される可視的なデータの一部をサンプルとして配信するときは、その 30%以上をマスクすることによる場合を含む。この場合において、当該サンプルが受信先において印刷可能であるかどうかを問わない。

(ｿ) データ保管代行

本規定による許諾を得た事業者が、当該サービスの一環として専ら個人向けに、当該事業者が配信したデータの保管領域を無償で貸与するもので、当該保管領域の貸与を受けている個人以外には著作物データへのアクセスを認めないものをいう。

(ﾀ) 媒体費

広告掲出のために広告媒体事業者へ支払う費用をいう。なお、1 リクエストあたりに支払われる媒体費を媒体費単価といい、1 つの広告掲出のためにあらかじめ支払う媒体費全体を媒体費総額という。

（使用料算出の単位）

② 本規定は、原則としてホームページ等の 1 サービスメニューごとに算定する。ただし、1 ホームページ等に複数のサービスメニューがある場合は、規定の区分に従いサービスメニューごとに適用する規定の区分を定めた後、同一の区分のサービスメニューについては一つのサービスメニューとして使用料を算定することができる。

（商用配信規定の取扱いの特例）

③ 非営利団体または非営利の任意のグループもしくは個人が広告料等収入のみを得てダウンロード形式により利用する場合(インタラクティブ配信の備考①(ｲ)㋑に該当するデータとしての利用を除く。）で、1（1）、1（2）または 1（3）の各表により難いときは、当分の間、同時に送信可能化する曲数 10 曲までにつき年額 60,000 円とすることができる。なお、送信可能化する日数が 1 年に満たない場合は、同時に送信可能化する曲数 10 曲までにつき月額 6,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。いずれの場合も同時に送信可能化する曲数が 10 曲を超える場合は 10 曲までを超えるごとに 10 曲までの場合の額にその額を加算した額とする。

（情報料の取扱いの特例）

④ 情報料がある場合で、月額定額制などリクエスト 1 回当たりの情報料が定められていないときの情報料は、当該事業者の定める情報料をリクエスト可能回数で除す等して 1 曲当たりの情報料相当額を算出する。ただし、サブスクリプションにおけるサー

©2002-2026JASRAC

ビスは除く。

⑤　本来情報料が定められているにもかかわらず、利用促進キャンペーン等のため情報料を一定期間減額または免除して利用する場合の使用料は、本来の情報料に基づき算出する。

(音楽を利用している広告に関する取扱いの特例)

⑥　規定1（1）から1（3）にかかわらず、コマーシャル送信用録音の許諾を得たコマーシャルをストリーム形式または再生可能な期間に制限のあるダウンロード形式により配信する場合で、使用料を広告関係事業者が支払うときの月額使用料は、1曲1ＣＭコンテンツ1,000リクエスト回数ごとに50円を加算して得た額または5,000 円のいずれか多い額とする。

なお、同一のＣＭコンテンツを継続反復して配信する場合は、その使用料を減額することができる。

(サブスクリプションの取扱いの特例)

⑦　1（1）③（ｱ）の規定が適用となるサービスのうち、以下に該当する場合は、月間の情報料収入および広告料等収入の 4.5%または 13 円 50 銭に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。なお、情報料および広告料等収入がない場合は、9円50銭に月間の総加入者数を乗じて得た額とする。ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。

(ｱ)　月間のサービス利用時間が20時間以内に制限されている場合

(ｲ)　月間の利用曲数が 20 曲以内に限定されている場合。または、月間の選択可能楽曲数が10曲以内に制限されている場合で、且つ受信者とのサービス契約が継続する場合に翌月以降に選択可能楽曲数が追加加算されるときは、合計 120 曲以内に制限されている場合

⑧　1（1）③（ｱ）または（ｲ）の規定が適用となるサービスのうち、受信者が当該サービスに接続している間に限り再生が可能な場合で、次のいずれかに該当するときは、月間の情報料および広告料等収入の 3.5%の額とする。ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。

(ｱ)　同時に送信可能化する楽曲の総数が10万曲以内の場合

(ｲ)　カラオケ配信など歌唱の伴奏音源を配信する場合（ただし、使用料規程第 10 節が適用される場合を除く。）

(ｳ)　楽器演奏用の伴奏音源を配信する場合

(ｴ)　楽曲の販売を促進する目的で試聴用音源を配信する場合

(ｵ)　実演家・レコード製作者等が自らの活動を紹介する目的で自身が関与する楽曲を配信する場合

⑨　1（1）③の規定が適用となるサービスのうち、平成28年2月の規定変更実施以前に1(1)②ストリーム形式の規定を適用して許諾されたサービスについては、当該サービス内容が存続する間、従前の規定による取扱いを適用する。

(広告料等収入の取扱い)

⑩　1（1）②または1（3）②の規定を適用する場合で、1ホームページにおいてサービスメニュー毎に広告料等収入を区分して報告できないときの取扱いについては、報告できないサービスメニューに限り、利用者の選択により、以下の(ア)または(イ)とすることができる。

©2002-2026JASRAC

㋐カウント／解析が容易な場合	ホームページ全体の総ページビューに対する当該サービスメニューのページのページビュー比率（またはそれに相当するもの）を乗じて得た率を、広告料等収入全体に乗じて得た額を使用料算定の際の広告料等収入とすることができる。ただし、この場合において、証憑書類の提出を要する。
㋑カウント／解析が困難な場合	ホームページ全体の広告料等収入をサービスメニューの総数で案分して得た額を使用料算定の際の１サービスメニュー当たりの広告料等収入とすることができる。ただし、この場合において、著作物を利用していないサービスメニューは、その数にかかわらず１を加えて案分する。 なお、音楽を利用しているサービスメニューの数を５倍した数より、音楽を利用していないサービスメニューの数の方が多い場合は、案分するサービスメニューの数について、音楽を利用していない５サービスメニュー毎に１ずつ加えることができる。

（使用料の免除）

⑪　データ保管代行を行う場合で、予め届け出があり、当協会が認めたものについては、使用料を免除する。

⑫　次の㋐、㋑、㋒のいずれかに該当する試聴を行う場合で、予め届け出があったものについては、使用料を免除する。

㋐　１（1）、１（2）または１（3）の規定により著作物を利用する利用者が、受信者にリクエストをさせる画面と同一の画面で当該リクエストの対象となる著作物を試聴させる場合

㋑　著作物が適法に収録された商業用レコード等著作物の利用を主たる目的とする商品を製作または販売する者が、当該商品の販売促進のために、自らのホームページにおいて当該商品に収録された著作物を試聴させる場合

㋒　実演家、レコード製作者またはこれらにかかる著作隣接権を有する者が、自らのホームページにおいて自ら当該実演、レコードにかかる著作物を試聴させる場合

（規定が複数適用になる場合の取扱い）

⑬　１（1）から１（3）の規定のうち複数の規定が同時に適用になる利用形態を１サービスメニューにおいて行う場合の使用料は、下表のとおりとする。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2">情　　報　　料</td></tr>
<tr><td>あ　　る</td><td>な　　い</td></tr>
<tr><td rowspan="2">広告料等収入</td><td>ある</td><td rowspan="2">当該情報料または広告料等収入（１（1）①、１（2）①または１（3）①の規定が適用になる場合は情報料収入のみ）の額を、適用となる規定の数で除した額をもとにそれぞれの規定を適用して算出するものとする。</td><td>１曲１リクエスト当たり６円60銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。</td></tr>
<tr><td>ない</td><td>１曲１リクエスト当たり５円50銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低使用料</td><td colspan="2">本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が５日までの場合は、日額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。</td></tr>
</table>

©2002-2026JASRAC

（音楽を広告に利用する場合の取扱い）

⑭　本規定が適用となる利用方法により、商品やサービスの広告のために音楽を利用する場合は、予め著作者の同意を得なければならない。

（送信可能化されている著作物の使用料）

⑮　本規定により算出される使用料には、リクエストの有無にかかわらず当該サービスメニューに送信可能化されたすべての著作物の送信可能化にかかる使用料を含むものとする。

（本規定により難い場合の使用料）

⑯　インタラクティブ配信のうち､利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率または額の範囲内で決定する。

附則

（実施の日）

この規定については、平成 28 年 2 月 1 日から実施する。

©2002-2026JASRAC

特定のゲームに用いる音楽データ配信の取扱い

ゲームソフトと音楽データがそれぞれ独立し、ゲームを行う際に、任意に音楽データを用いる特定のゲーム(多曲利用を前提としたいわゆる音楽ゲームで、ユーザーがプレイする毎に任意に楽曲を選択、差し替えても、ゲームそのものの目的が変わらないもの)に用いる音楽データの配信に係る月額使用料は、使用料規程第 11 節インタラクティブ配信の規定の範囲内において、以下により取扱う。

ただし、本取扱いが適用になる音楽データで、特定のゲームに用いるほか、着信メロディその他の方法で利用できるものについては、本取扱い、あるいは、使用料規程 1(1)又は(2)の規定により算定される額のうちのいずれか多い額とする。

(1) ダウンロード形式の場合は、1 楽曲データごとに 1（3）①の規定を適用する。

(2) ストリーム形式の場合は、1（3）②の規定の「主として音楽により構成されるもの」の区分を適用する。

(3) ダウンロード形式で、受信者が音楽データを受信後、当該サービスへの加入期間中に限り受信した音楽データを利用できる場合の月額使用料は、1(3)①の規定にかかわらず（最低使用料を除く）、次の①、②により算定された額を合算した額に消費税相当額を加算したとする。

① 次の表に定める使用料率又は使用料額に月間の総加入者数を乗じて得た額。

受信者一人当たりの ダウンロード可能曲数	使用料額
10 曲まで	月額情報料の 4.5％又は 4.5 円のいずれか多い額
10 曲を超える場合 1 曲を増すごとに加算する額	月額情報料の 0.45％又は 0.45 円のいずれか多い額

ただし、本表による使用料は、月額情報料の 20％又は 20 円のいずれか多い額を上限とする。

なお、月途中で受信者一人当たりのダウンロード可能楽曲数が変更された場合は、当該月末のダウンロード可能曲数により算定するものとする。

② 月額情報料の他に受信する楽曲データをリクエストする都度支払う情報料がある場合は、当該情報料の 4.5％又は 4.5 円のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額。

注1) 本取扱いで許諾する楽曲は内国曲とし、利用は国内頒布のみとする。

注2) 本取扱い(3)において、受信者が、月額情報料を支払うことにより音楽を利用しないサービスも利用できるときは、以下の(1)～(3)により本取扱いを適用する。

音楽ゲーム 1 つごとに総ゲーム数が

(1) 10 までの割合の場合、当該月額情報料の 50%の額

(2) 30 までの割合の場合、当該月額情報料の 25%の額

(3) 30 を超える割合の場合、当該月額情報料の 10%の額

注3) 本取扱いによる利用に当たっては、著作者人格権を侵害しないよう留意するものとする。

注4) 本取扱いはパッケージソフトへの録音には適用しない。

©2002-2026JASRAC

使用料規程取扱細則（第 11 節インタラクティブ配信)

（目的）

第1条　本細則は、使用料規程第 1 章総則の備考に基づき、同規程第 2 章第 11 節インタラクティブ配信の規定（以下、「本規定」）の運用に当たり適用する減額措置を定めることにより、ネットワーク環境における著作物の適正な利用を促進することを目的として定める。

（適用範囲）

第2条　本細則は、本規定のうち、1(1)、(2)、(3)の情報料（ストリーム形式においては情報料又は広告料収入等）がある場合の本規定が適用となる利用を行う音楽配信事業者（以下「利用者」という。）の支払う月額使用料に対して適用する。

（減額の基準）

第3条　利用者が、本規定の適用の事業において次の著作権保護システム等を導入し実施する場合は、規定により算定される事業単位毎の月額使用料の請求時、各項目共該当する事業に関する請求額の 5%、あわせて最大 15%を限度として請求額を減額できるものとする。

(1) 著作物データの違法な複製等を防止する技術的保護手段を講ずること。

(2) 当協会の指定する権利管理情報を電子透かし又はそれに準ずる方法により著作物データに付加すること。

(3) 利用曲目及び利用実績に関する正確な報告を、電子的方式により当協会の指定する権利管理情報を付して当協会と利用者が締結する著作物の利用に関する許諾契約（以下「契約」という。）約定の期日までに履行すること。

2　前項(1)又は(2)の減額の適用を受けようとする利用者は、当協会が指定する書式により事前に技術的保護手段の仕様等につき申請するものとし、当協会の承認を得なければならない。ただし、本規定のうち、1(1)①(ｱ)㈡が適用となる利用形態の場合には、本細則における前項(1)の割引を適用しない。

（減額の取消し）

第4条　前条の減額は、次のいずれかに該当する場合は事前の通知を要せずに取り消すことができる。

(1) 前条 2 項に定める申請に虚偽の記載をしたとき

(2) 前条 2 項に定める申請に記載した内容に変更を生じ、前条 1 項(1)又は(2)の基準に適合しなくなったとき

(3) 該当する減額項目を適用して算定した使用料の支払いを契約に定める期日までに行わなかったとき

(4) その他利用者が契約に定める条項に違反したとき

（細則の変更）

第5条　本細則は、使用料規程が変更された場合その他必要がある場合には変更することがある。

（附則）

（実施期間）

この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

©2002-2026JASRAC

商用配信の場合で包括的利用許諾契約によるときの使用料早見表

1　音楽を主とした利用(リスニング用、カラオケ用、着信音等)

<table>
<tr><th colspan="4" rowspan="2"></th><th rowspan="2">情報料あり</th><th colspan="2">情報料なし</th><th rowspan="2">最低
使用料
(月額)</th></tr>
<tr><th>広告料等収入
あり</th><th>広告料等収入
なし</th></tr>
<tr><td rowspan="10">ダウンロード</td><td rowspan="4">通常</td><td rowspan="3">再生制限</td><td>なし</td><td rowspan="4">1曲1回</td><td>情報料の 7.7%又は 7.7 円</td><td>6.6 円</td><td>5.5 円</td><td rowspan="15">5,000 円
(5 日までの場合 1 日@1,000 円)</td></tr>
<tr><td>30 日以内</td><td>情報料の 5.6%又は 5.6 円</td><td>5 円</td><td>4.5 円</td></tr>
<tr><td>7 日以内</td><td>情報料の 4.5%又は 4.5 円</td><td>3.85 円</td><td>3.5 円</td></tr>
<tr><td colspan="3">着信音専用データ</td><td>情報料の 7.2%又は 5 円</td><td>5 円</td><td>5 円</td></tr>
<tr><td rowspan="6">音声番組</td><td rowspan="6">再生制限</td><td>なし</td><td rowspan="6">1番組1回</td><td>情報料の 7.7%又は 7.7 円又は
3.8 円×曲数</td><td>6.6 円又は
3.3 円×曲数</td><td>5.5 円又は
2.7 円×曲数</td></tr>
<tr><td>30 日以内</td><td>情報料の 5.6%又は 5.6 円又は
1.4 円×曲数</td><td>5 円又は
1.2 円×曲数</td><td>4.5 円又は
1.1 円×曲数</td></tr>
<tr><td>7 日以内</td><td rowspan="3">情報料の 4.5%又は 4.5 円又は
1.1 円×曲数</td><td>3.85 円又は
0.96 円×曲数</td><td>3.5 円又は
0.8 円×曲数</td></tr>
<tr><td>3 回まで
10 分以内</td><td rowspan="2">2.5 円</td><td rowspan="2">2.25 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">3 日以内
10 分以内</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="4">ストリーム</td><td rowspan="2">1曲1回</td><td rowspan="2">情報料の 4.5%又は 4.5 円</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">月額</td></tr>
<tr><td>サービスメニュー区分</td><td>月間の情報料及び広告料等収入あり</td><td>月間の情報料及び広告料等収入なし</td></tr>
<tr><td>音楽</td><td>月間の情報料及び広告料等収入の 3.5%</td><td rowspan="3">年額 50,000 円(1 年未満の場合 1 ヶ月@5,000 円)</td></tr>
<tr><td>一般娯楽</td><td>月間の情報料及び広告料等収入の 2.5%</td></tr>
<tr><td>スポーツ・ニュース</td><td>月間の情報料及び広告料等収入の 1%</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">サブスクリプション</td><td rowspan="3">月額</td><td>区分</td><td>月間の情報料及び広告料等収入あり</td><td>月間の情報料及び広告料等収入なし</td></tr>
<tr><td>(基本となるサービス)
楽曲単位で選択可能</td><td>月間の情報料及び広告料等収入の 7.7%又は
77 円×月間の総加入者数</td><td>55 円×月間の総加入者数</td></tr>
<tr><td colspan="3">楽曲選択方法に制限がある場合、契約促進のため予め 1 ケ月を超えて情報料を免除する場合、受信者が受信者以外の者に楽曲データを利用させる場合など、利用内容に応じて次の範囲内で取扱うものとします。

【月間の情報料及び広告料等収入あり】
月間の情報料及び広告料等収入の 4.5%～12%
又は 13.5 円～120 円×月間の総加入者数

【月間の情報料及び広告料等収入なし】
9.5 円～55 円×月間の総加入者数</td></tr>
</table>

©2002-2026JASRAC

2　可視的な利用（歌詞テキスト、楽譜等）

<table>
<tr><th colspan="4" rowspan="2"></th><th rowspan="2">情報料あり</th><th colspan="2">情報料なし</th><th rowspan="2">最低
使用料
(月額)</th></tr>
<tr><th>広告料等収入あり</th><th>広告料等収入なし</th></tr>
<tr><td rowspan="2">ﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ又は印刷可</td><td colspan="2">内国作品</td><td rowspan="2">1曲
1回</td><td>情報料の10%
又は10円</td><td>6.6円</td><td>5.5円</td><td rowspan="5">5,000円
(5日までの場合1日@1,000円)</td></tr>
<tr><td colspan="2">外国作品</td><td>情報料の20%
又は詞曲各20円</td><td>詞曲各20円</td><td>詞曲各20円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">サブスクリプション</td><td rowspan="2">印刷不可</td><td rowspan="2">サービス加入中に限り利用可</td><td>月額</td><td colspan="2" rowspan="2">情報料収入及び広告料等
収入の10%
又は100円×月間の総加入者数</td><td rowspan="2">55円×
月間の
総加入者数</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ストリーム</td><td>1曲
1回</td><td>情報料の4.5%
又は4.5円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">月額</td><td>サービスメニュー区分</td><td>月間の情報料及び広告料等収入あり</td><td>月間の情報料及び広告料等収入なし</td></tr>
<tr><td>音楽</td><td>月間の情報料及び広告料等収入の3.5%</td><td rowspan="3">年額50,000円
(1年未満の場合
1ヶ月@5,000円)</td></tr>
<tr><td>一般娯楽</td><td>月間の情報料及び広告料等収入の2.5%</td></tr>
<tr><td>スポーツ・ニュース</td><td>月間の情報料及び広告料等収入の1%</td></tr>
</table>

3　音楽以外を主とした利用（動画、小説、パソコンソフト等）

<table>
<tr><th colspan="4" rowspan="2"></th><th rowspan="2">情報料あり</th><th colspan="2">情報料なし</th><th rowspan="2">最低
使用料
(月額)</th></tr>
<tr><th>広告料等収入
あり</th><th>広告料等収入
なし</th></tr>
<tr><td rowspan="4">ダウンロード</td><td rowspan="3">通常</td><td rowspan="4">再生制限</td><td>なし</td><td rowspan="3">1曲
又は
1コンテンツ
1回</td><td>情報料の6.2%
又は6.2円</td><td>5.3円</td><td>4.4円</td><td rowspan="6">5,000円
(5日までの場合1日@1,000円)</td></tr>
<tr><td>30日以内</td><td>情報料の4.5%
又は4.5円</td><td>3.85円</td><td>3.5円</td></tr>
<tr><td>7日以内</td><td>情報料の3.6%
又は3.6円</td><td>3.2円</td><td>2.8円</td></tr>
<tr><td>サブスクリプション</td><td>サービス加入中に限る</td><td>月額</td><td colspan="2">情報料収入及び広告料等
収入の5.8%
又は58円×月間の総加入者数</td><td>44円×
月間の
総加入者数</td></tr>
<tr><td colspan="4" rowspan="5">ストリーム</td><td>1曲
又は
1コンテンツ
1回</td><td>情報料の3.6%
又は3.6円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">月額</td><td>サービスメニュー区分</td><td>月間の情報料及び広告料等収入あり</td><td>月間の情報料及び広告料等収入なし</td></tr>
<tr><td>音楽</td><td>月間の情報料及び広告料等収入の2.8%</td><td rowspan="3">年額50,000円(1年未満の場合1ヶ月@5,000円)</td></tr>
<tr><td>一般娯楽</td><td>月間の情報料及び広告料等収入の2.0%</td></tr>
<tr><td>スポーツ・ニュース</td><td>月間の情報料及び広告料等収入の0.8%</td></tr>
</table>

©2002-2026JASRAC

非商用配信の場合で包括的利用許諾契約によるときの使用料早見表



※表内の月額使用料適用の場合は、あらかじめ利用月数を決めていただく必要があります。

1　個人

同時送信可能化曲数	ダウンロード形式		ストリーム形式	
	年額使用料	（月額使用料）	年額使用料	（月額使用料）
1 曲	1,200 円	（150 円）	1,200 円	（150 円）
2 曲まで	2,400 円	（300 円）	2,400 円	（300 円）
3 曲まで	3,600 円	（450 円）	3,600 円	（450 円）
4 曲まで	4,800 円	（600 円）	4,800 円	（600 円）
5 曲まで	6,000 円	（750 円）	6,000 円	（750 円）
6 曲まで	7,200 円	（900 円）	7,200 円	（900 円）
7 曲まで	8,400 円	（1,000 円）	8,400 円	（1,000 円）
8 曲まで	9,600 円	（1,000 円）	9,600 円	（1,000 円）
9 曲まで	10,000 円	（1,000 円）	10,000 円	（1,000 円）
10 曲まで	10,000 円	（1,000 円）	10,000 円	（1,000 円）
以後 10 曲まで毎に加算する額	10,000 円	（1,000 円）	なし	

2　教育機関

同時送信可能化曲数	ダウンロード形式		ストリーム形式	
	年額使用料	（月額使用料）	年額使用料	（月額使用料）
1 曲	2,400 円	（300 円）	2,400 円	（300 円）
2 曲まで	4,800 円	（600 円）	4,800 円	（600 円）
3 曲まで	7,200 円	（900 円）	7,200 円	（900 円）
4 曲まで	9,600 円	（1,200 円）	9,600 円	（1,200 円）
5 曲まで	12,000 円	（1,500 円）	12,000 円	（1,500 円）
6 曲まで	14,400 円	（1,800 円）	14,400 円	（1,800 円）
7 曲まで	16,800 円	（2,000 円）	16,800 円	（2,000 円）
8 曲まで	19,200 円	（2,000 円）	19,200 円	（2,000 円）
9 曲まで	20,000 円	（2,000 円）	20,000 円	（2,000 円）
10 曲まで	20,000 円	（2,000 円）	20,000 円	（2,000 円）
以後 10 曲まで毎に加算する額	20,000 円	（2,000 円）	なし	

3　1、2 以外

同時送信可能化曲数	ダウンロード形式		ストリーム形式	
	年額使用料	（月額使用料）	年額使用料	（月額使用料）
10 曲まで	50,000 円	（5,000 円）	30,000 円	（3,000 円）
以後 10 曲まで毎に加算する額	50,000 円	（5,000 円）	なし	

4　非商用配信利用者が広告収入のみを得て行う場合（商用配信の特例に該当）

同時送信可能化曲数	ダウンロード形式		ストリーム形式
	年額使用料	（月額使用料）	商用配信の規定が適用となります。
10 曲まで	60,000 円	（6,000 円）	
以後 10 曲まで毎に加算する額	60,000 円	（6,000 円）	

注：上の 4 つの表が適用にならない配信（商用配信の規定を参照）

着信音/外国の著作物の歌詞、楽譜データ/商業用レコード・データの配信

©2002-2026JASRAC

インタラクティブ配信による管理著作物利用に係る許諾に関する基本契約



一般社団法人日本音楽著作権協会（以下「甲」という。）と**********（以下「乙」という。）は、甲がインタラクティブ配信（著作物を、放送等以外の方法により公衆送信し、又はその公衆送信に伴い複製し、その他その公衆送信に伴って公の伝達以外の方法により利用することをいう。ただし、業務用通信カラオケに該当するものを除く。以下同じ。）に係る著作権を管理する音楽著作物（以下「管理著作物」という。）を、乙がインタラクティブ配信により利用することへの許諾について、以下のとおり、基本契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（利用許諾）

第１条　乙は、インタラクティブ配信により管理著作物を利用しようとするときは、当該利用について、別に定める利用申請書及びサービス概要書（電磁的方法を含む任意の形式による。）を甲に提出します。

2　甲は、乙が本契約の定めを遵守することを条件として、前項の規定に基づき乙から利用申請を受けたサービスについて、別に発行する利用許諾書（電磁的方法によるものを含む。以下同じ。）記載の範囲で管理著作物をインタラクティブ配信により利用することを許諾します。

3　乙が本契約の締結前に甲の許諾を得ずに管理著作物を利用しているときは、甲は、乙が当該利用に係る著作物使用料相当額（損害賠償債務又は不当利得返還債務としてのもの。）を支払うことを条件として、前項の利用許諾を行うものとします。

4　本契約は、いかなる意味においても管理著作物に係る権利の譲渡を含みません。

5　乙が本契約による利用許諾の範囲を超えて管理著作物を利用しようとするときは、別途、甲の利用許諾を受けなければなりません。

（管理著作物の範囲）

第２条　甲が乙に対して利用を許諾する管理著作物の範囲は、原則として、甲のウェブサイトに掲載するものとします。

2　本契約の有効期間中に管理著作物の保護期間満了により著作権が消滅した音楽著作物及び著作者等と甲との間の著作権信託契約の終了等により甲の管理外となった音楽著作物については、当然に管理著作物の範囲から除外されます。

3　甲が、外国著作権管理団体との相互管理契約の内容を変更し、又は新たな外国著作権管理団体との間で相互管理契約を締結したこと等により、外国音楽著作物の管理著作物のうち甲が利用を許諾する範囲に変更が生じたときは、遅滞なく、変更後の外国著作権管理団体等の名称を、甲のウェブサイトに掲載するものとします。

（著作者人格権等の尊重）

第３条　乙は、管理著作物の利用に当たり、著作者の意に反して管理著作物を変更、切除その他の改変を加えること、著作者の名誉又は声望を害する方法により管理著作物を利用することなどによって、著作者人格権を侵害してはなりません。

（許諾マーク・許諾番号の表示等）

第４条　乙は、管理著作物を配信するウェブサイト等に、甲の指定する方法により許諾マーク及び許諾番号を表示するものとします。

2　乙は、管理著作物を受信者にリクエストさせる画面等に、利用する管理著作物の題号及び著作者名を表示するものとします。

3　乙に前２項の表示をすることができない特別な事情があり、甲がこれを認めたときは、甲乙協議して別に定める方法で表示する、又はその表示を免除することができるものとします。

（違法利用防止努力義務）

第５条　乙は、管理著作物のインタラクティブ配信に際し、音楽ファイルへの権利管理情報の埋め込み又は技術的保護手段の実施等により、管理著作物の違法利用防止に努力するものとします。

©2002-2026JASRAC

（著作物利用状況等の報告）
第 6 条　乙は、音楽著作物の利用状況（利用曲目の情報を含む。）及び情報料・広告料等収入を月ごとに集計し、利用許諾書記載の期限までに、電磁的方法により、甲に報告するものとします。なお、情報料・広告料等の収入については、収入明細書等の証憑書類を提出するものとします。
2　乙は、甲が請求したときは、甲の利用許諾を受けた範囲で新たに管理著作物を利用しようとするごとに、その題号及び著作者名等を、利用を開始する前に、甲が指定する書面又は電磁的方法により甲に提出するものとします。
3　乙は、甲が請求したときは、配信する音楽著作物のデータファイル及び音楽著作物を配信するウェブサイトを構成する HTML ファイル等の複製物を、速やかに提出するものとします。
4　乙は、甲が請求したときは、利用者数、情報料収入明細書等の書類を速やかに提出するものとします。
5　甲は、前 4 項の規定により報告を受けたデータ及び情報を第三者に開示しないものとします。

（著作物使用料の支払）
第 7 条　甲は、乙に対し、原則として、利用許諾書に記載する支払期限の 1 か月前までに、第 1 条第 2 項の利用許諾の対価としての著作物使用料を請求するものとします。
2　乙は、甲から請求を受けた著作物使用料を、利用許諾書記載の支払期限までに甲の指定口座へ振り込む方法により支払うものとします。なお、振込手数料は乙の負担とします。
3　甲が使用料規程を変更したとき、又は法律の改正により消費税率が変更されたときは、乙が甲に支払う著作物使用料は、その変更又は改正に基づき算出される額とします。ただし、使用料規程の変更の場合、その使用料規程の変更内容について、変更の 1 か月前までに甲は乙に書面により通知するものとします。

（保証金）
第 8 条　本契約に係る合意の確実な履行を担保するために甲が必要と認めたときは、乙は、著作物使用料等のほか、保証金を納付しなければなりません。
2　乙が前項の保証金の返還を求め、甲が前項の目的を既に達成していると判断したときは、甲は乙に対し、利息を付さずに保証金を返還するものとします。

（遅延損害金）
第 9 条　乙が甲に対する著作物使用料等の支払を遅滞したときは、乙は、甲に対し、支払期限の翌日から完済に至るまでの日数に応じ、当該債務のほかに年率 14.6%（1 年を 365 日とする日割計算）相当額を遅延損害金として支払わなければなりません。

（監査）
第 10 条　甲が、管理著作物の利用について乙から提出された著作物利用報告の記載内容を確認するため、甲の職員又は甲の指定する者を乙の事務所に派遣したときは、乙は著作物利用報告の記載内容の確認に必要な証憑書類・データ及びこれらの関係帳簿類等（以下「関係資料」という。）の閲覧に同意し、かつ、監査に必要な便宜を与えるものとします。ただし、電気通信事業法で定められた守秘義務にかかる情報については、この限りではありません。
2　甲は、前項に定める監査を、本契約期間中及び契約終了後も 3 年間実施することができるものとします。
3　乙は、前項に定める期間中は、管理著作物の利用状況に関する記録を保存しなければならないものとします。ただし、甲が一度監査を終了した資料については、この限りではありません。
4　第 1 項の監査は、甲乙事前にその方法・時期等について打ち合わせのうえ実施するものとします。
5　甲は、第 1 項の監査の結果として知り得たすべてのデータ及び情報を第三者に開示しないものとします。
6　乙は、第 1 項の監査の結果、甲に支払うべき著作物使用料が不足していたことが明らかになったときは、その差額を、甲に対し、速やかに支払うものとします。

©2002-2026JASRAC

（契約期間）
第 11 条　本契約の有効期間は　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとします。
2　本契約は期間満了時に、甲乙のいずれからも特に異議を述べないときは、満了時の契約内容をもって 1 年間更新するものとします。以降も同様とします。
3　本契約が期間満了又は解除により終了した場合であっても、第 6 条（著作物利用状況等の報告）、第 7 条（著作物使用料の支払）、第 8 条（保証金）第 2 項、第 9 条（遅延損害金）、第 10 条（監査）、本条（契約期間）本項、第 13 条（期限の利益の喪失）第 2 項、第 15 条（契約解除等の効果）、第 17 条（個人情報の利用目的）及び第 19 条（合意管轄）の規定は対象事項が存在する限り、なお有効に存続するものとします。

（契約期間中の合意解除）
第 12 条　乙が、甲に対し、廃業又は管理著作物利用の廃止により本契約の解除を書面にて申し出たときは、本契約は契約期間中であっても、その申し出た月の末日をもって終了します。この場合において、乙に残余の債務があるときは、直ちに清算するものとします。
2　乙が 2 以上のサービスについて甲の利用許諾を得ている場合において、その一部のサービスにおける管理著作物利用を廃止するときは、事前に書面にて申し出ることにより、その申し出た月の末日をもって、当該サービスについての利用許諾を終了することができるものとします。

（期限の利益の喪失）
第 13 条　乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの通知・催告がなくても、期限の利益を失い、本契約に基づいて甲に対して負担する一切の債務を直ちに履行しなければなりません。
（1）手形・小切手を不渡りにし、租税滞納処分を受け、又は仮差押え・仮処分・強制執行等の申立て、若しくは破産・民事再生・会社更生手続開始等の申立てがあったとき。
（2）営業を廃止し、又は合併によらないで解散したとき。
（3）営業の許可又は登録が取り消されたとき。
（4）その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当な事由があるとき。
2　本契約が期間満了又は解除により終了したときは、乙は、期限の利益を失い、第 7 条の規定にかかわらず、甲に対し、残余の支払債務を直ちに履行しなければなりません。

（契約の解除）
第 14 条　次の各号のいずれかの事由があるときは、甲は、2 週間以上の期間を定めた催告の上、本契約の全部又は一部を解除できるものとします。
（1）乙が、本契約に定める乙の義務に違反したとき。
（2）乙の提出した著作物利用状況の報告が事実と異なっていたとき。
（3）乙が、本契約の範囲を超えて管理著作物を利用したとき。
2　民法第 542 条第 1 項各号に掲げる場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の全部を解除することができるものとし、同条第 2 項各号に掲げる場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の一部を解除することができるものとします。
3　甲は、乙が前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、何らの通知・催告がなくても、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この解除は、甲が被った損害につき利用者に賠償請求することを妨げないものとします。

（契約解除等の効果）
第 15 条　本契約が期間満了、解除、その他理由の如何を問わず終了したときは、乙は、管理著作物の利用並びに許諾マーク及び許諾番号の表示を直ちに中止しなければなりません。
2　前項の規定により、本契約が終了したにもかかわらず、乙が管理著作物の利用を継続したときは、乙は、著作物使用料相当額（損害賠償債務又は不当利得返還債務としてのもの。）を支払わなければなりません。

©2002-2026JASRAC

（権利義務及び契約上の地位の譲渡禁止）
第 16 条　乙は、本契約に基づく一切の権利義務又は契約上の地位を、甲からの事前の書面による承諾なく第三者に譲渡若しくは移転し、又は担保に供してはなりません。

（個人情報の利用目的）
第 17 条　甲が取得した乙の個人情報は、次に掲げる目的のために必要な範囲以外では利用しないものとします。
（1）音楽著作物の著作権管理事業における利用許諾業務、著作物使用料徴収業務、著作物使用料・私的録音録画補償金分配業務等、調査研究及び刊行物の送付その他の広報
（2）音楽文化の振興及び著作権思想の普及に関する事業における企画の検討・実施、調査研究及び広報
2　乙は、甲が、前項各号の目的の達成のために必要な範囲で、個人情報を第三者に提供することに同意するものとします。

（信義則）
第 18 条　甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義が生じた場合、又はインタラクティブ配信の急速な技術の発展や流動的な利用形態である等の実態に鑑み、甲の予測できない状況が生じた場合は、法令の定めによるほか、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

（合意管轄）
第 19 条　本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上の本契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙は記名・捺印のうえ、各自 1 通を保存するものとします。

年　　月　　日

東京都港区赤坂 1 丁目 8 番 1 号
赤坂インターシティ AIR　22 階
甲　　一般社団法人　日本音楽著作権協会
理事長　○　○　○　○

東京都*****区********丁目**番地**号
乙　　株式会社　**********
代表取締役　**　**　**　**

©2002-2026JASRAC

作品データベースの利用に関する特約



一般社団法人日本音楽著作権協会（以下「甲」という。）と**********（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した「インタラクティブ配信による管理著作物利用に係る許諾に関する基本契約」（以下「主契約」という。）に基づく著作物利用状況の報告に使用するため、甲が管理する作品データベース（甲が管理する音楽著作物のデータベースのうち、著作物利用状況の報告を作成するために必要なデータを抽出したもの。以下「作品データベース」という。）を乙に利用させることについて、以下のとおり特約（以下「本特約」という。）を締結します。本特約の定めと主契約の定めに相違があるときは、本特約の定めが優先するものとします。本特約に定めのない事項については、主契約の定めによるものとします。

（作品データベースの提供）

第１条　甲は、乙に対し、主契約の期間中、作品データベースを電磁的方法により提供します。

２　作品データベースの内容及び形式は甲が定めるものとし、乙の承諾を要せず、任意に変更できるものとします。

（利用許諾）

第２条　甲は、乙に対し、作品データベースを、主契約に基づく著作物利用状況の報告をする目的に限り、乙が管理するコンピュータシステムに複製して利用することを許諾します。乙は、甲に対し、作品データベースを当該目的以外に使用しないこと及び作品データベースを第三者に提供しないことを確約します。

２　乙は、甲の書面による承諾がある場合を除き、作品データベースを、自己が管理するコンピュータシステムの記憶装置以外の媒体に複製することはできません。

３　本特約に基づく利用許諾は、乙に対してのみ有効であり、乙は、本特約によって得た権利の全部又は一部を第三者に貸与、移転又は譲渡することはできません。

（免責）

第３条　作品データベースは、現状有姿で提供します。作品データベースを利用したことにより又は利用できなかったことにより、乙に何らかの損害が生じても、甲は、乙に対し、一切の責任を負いません。

（特約の解除）

第４条　乙が本特約又は主契約の定めに違反したときは、甲は、催告を要せず、直ちに本特約を解除することができます。

２　前項の解除権の行使は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げません。

（特約の終了）

第５条　本特約は、主契約の終了の日をもって当然に終了します。

（作品データベースの処分）

第６条　本特約が終了したときは、乙は、直ちに作品データベースをコンピュータシステムから消去するとともに、その複製物があるときは、これを廃棄しなければなりません。

２　乙は、前項の処分の結果を、遅滞なく書面により甲に報告するものとします。

以上の本特約の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙は記名・捺印のうえ、各自１通を保存するものとします。

年　　月　　日

東京都港区赤坂１丁目８番１号
赤坂インターシティ AIR　22 階
甲　　一般社団法人　日本音楽著作権協会
理事長　○　○　○　○

東京都*****区********丁目**番地**号
乙　　株式会社　**********
代表取締役　**　**　**　**

©2002-2026JASRAC

作品データベース項目表

NO	項目名	最大バイト数	※属性	項目の説明
1	作品コード	8	C	8桁のコード
2	作品名	100	CorK	漢字 全角)又は英字 半角)
3	作詞者名	60	CorK	漢字 全角)又は英字 半角)
4	作曲者名	60	CorK	漢字 全角)又は英字 半角)
5	編曲者名	60	CorK	漢字 全角)又は英字 半角)
6	訳詞者名	60	CorK	漢字 全角)又は英字 半角)
7	アーチスト名 1)	60	CorK	漢字 全角)又は英字 全角)
8	アーチスト名 2)	60	CorK	漢字 全角)又は英字 全角)
9	アーチスト名 3)	60	CorK	漢字 全角)又は英字 全角)
10	注意マーク	1	C	1:「専属情報有り」 2:「録音使用禁止」 3:「録音制限有り」 4:「専属情報有り」かつ「録音制限有り」
11	作品名カナ	100	K	漢字(全角)
12	アーチスト名カナ 1)	90	K	漢字(全角)
13	アーチスト名カナ 2)	90	K	漢字(全角)
14	アーチスト名カナ 3)	90	K	漢字(全角)

・ 商用配信のご利用で、「インタラクティブ配信による管理著作物利用に係る許諾に関する基本契約」と併せて「作品データベースの利用に関する特約」を締結した契約者様には、J-TAKT（https://j-takt.jasrac.or.jp/）ログイン後のメニューに「特約に基づく作品データベースのダウンロード」が表示されます。
・ 提供する作品データベースは、タブ区切りのテキストファイルです。
・ 更新頻度は月１回となっています。

※属性

C：1バイト文字

K：2バイト文字

©2002-2026JASRAC

利用許諾書(サンプル)

音楽著作物利用許諾書（インタラクティブ配信）

許諾日　：　2002 年 6 月 18 日
許諾番号　：　1234567890abcde

107-0052
東京都港区赤坂 1-8-1
赤坂インターシティ AIR 22 階
株式会社　××××
代表取締役　○　○　○　○　様

107-0052
東京都港区赤坂 1 丁目 8 番 1 号
赤坂インターシティ AIR 22 階
一般社団法人　日本音楽著作権協会
ネットメディア部ネットメディア課
e-mail：network@jasrac.or.jp

2002 年 6 月 16 日付「インタラクティブ配信による管理著作物利用に係る許諾に関する基本契約」に基づき、以下のサービスについて、本許諾書記載の範囲で当協会管理著作物の利用を許諾します。

申請日	：2002 年 6 月 6 日
サービス名	：着メロディトーレ
許諾対象 URL	：http://非公開
利用期間	：2002 年 7 月 1 日～
許諾期間	：2002 年 7 月～
収入区分	：情報料収入あり
配信形式	：ダウンロード形式
配信内容	：着信メロディ（着信音専用データ）
1 曲 1 リクエストあたり使用料	：情報料の 7.2%または 5 円のいずれか多い額 （2005 年 3 月以前利用分は情報料の 7.7%または 5 円のいずれか多い額）
月額使用料	：1 曲 1 ﾘｸｴｽﾄあたりの使用料に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額（消費税相当額が加算されます）
月額最低使用料	：5,000 円（消費税相当額が加算されます）

報告サイクル及び例月分支払期日（太字は初回報告月）

ご利用月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～12 月
ご報告月	4 月	7 月	10 月	1 月
ご請求月	5 月	8 月	11 月	2 月
お支払期限	6 月末日	9 月末日	12 月末日	3 月末日

以上

©2002-2026JASRAC

変更届出書

（インタラクティブ配信）



作成日　　年　　月　　日

一般社団法人日本音楽著作権協会御中

ご契約者

法人名（個人の場合お名前） （法人の場合）代表者名	印
所在地（住所）	〒
E-mail アドレス	

　　年　　月　　日付で下記の事項を変更いたしました。

変更事項（いずれかに〇をご記載ください。）

	氏名／法人名
	法人代表者名
	自宅／法人所在地

※名称の変更に留まらない法人変更等につきましては、解約手続きが必要となります。

変更内容

変　更　前

変　更　後

©2002-2026JASRAC

基本契約解約・許諾番号廃止申込書

（インタラクティブ配信）

（枠内ご入力（記入）の上 2 部印刷してご提出ください。）

作成日　　年　　月　　日

一般社団法人日本音楽著作権協会　御中

お申込人

法人名（個人の場合お名前）	印
（法人の場合）代表者名	
所在地（住所）	〒
昼間連絡先	
担当部署/担当者名	
E-mail アドレス	

　　年　　月　　日 付 で　　基本契約解約　　許諾番号廃止の申込みをします。

※ 基本契約解約･･･配信事業の終了、法人の解散等今後の利用が無い場合の契約終了手続き

※ 許諾番号廃止･･･サービスごとの許諾終了の手続き

解約・廃止の理由（該当に〇）	
	サービスの終了
	JASRAC 管理著作物利用の廃止
	音楽配信事業の終了
	法人の合併、統合、解散
	配信権利譲渡 （譲渡先：　　）
	その他 （理由：　　）

廃止する許諾番号	サービス名

----------（ここから下には入力（記入）しないでください。）----------

承諾書

上記の申込みについて、　　年　　月　　日付で　　基本契約解約　　許諾番号廃止 を承諾いたします。

部長印

年　　月　　日

〒107-0052
港区赤坂 1-8-1　赤坂インターシティ AIR 22 階
一般社団法人日本音楽著作権協会
ネットメディア部

（部長印のないものは無効です。）

©2002-2026JASRAC

解約届出書

（インタラクティブ配信・非商用）

（枠内ご入力（記入）の上印刷してご提出ください。）

作成日　　年　　月　　日

一般社団法人日本音楽著作権協会　御中

以下のとおりインタラクティブ配信の許諾契約の解約を届出いたします。

お申込人

団体名／教育機関名 （個人の場合はお名前）	印
代表者名 （団体／教育機関等の場合）	
所在地／住所	〒
昼間連絡先	
担当部署/担当者名 （団体／教育機関等の場合）	
E-mail アドレス	

対象サイト

サイト名	
許諾番号 （J～から始まる番号）	
廃止日	20　　年　　月　　日
廃止の理由 （該当に○）	・サイトの終了 ・JASRAC 管理著作物利用の廃止 ・その他（　　）
その他連絡事項	

※オンラインライセンス窓口 J-TAKT にログイン後、「登録内容の参照・変更」-「許諾番号廃止・満了サービス情報の参照」に上記サイトが表示された時点を以て JASRAC が解約を承諾したものとします。
通常は解約届出書を当協会が受理して 2 週間以内に解約処理が完了いたします。

©2002-2026JASRAC

利用許諾条項 インタラクティブ配信（非商用配信の使用料が適用される場合）



（目的）
第 1 条　本利用許諾条項は、一般社団法人日本音楽著作権協会（以下「甲」という。）と、甲がインタラクティブ配信（著作物を、放送等以外の方法により公衆送信し、又はその公衆送信に伴い複製し、その他その公衆送信に伴って公の伝達以外の方法により利用することをいう。ただし、業務用通信カラオケに該当するものを除く。以下同じ。）に係る著作権を管理する音楽著作物（以下「管理著作物」という。）をインタラクティブ配信の方法で利用しようとする者（以下「乙」という。）との間の利用許諾契約（以下「本契約」という。）の内容を定めることを目的とします。

（利用許諾）
第 2 条　甲は、乙が本利用許諾条項の定めを遵守することを条件として、乙に対し、音楽著作物利用許諾書（電磁的方法によるものを含む。以下「許諾書」という。）に記載した許諾条件の範囲内において、管理著作物を、インタラクティブ配信により利用すること（ただし、甲が外国著作権管理団体との間の相互管理契約に基づき著作権を管理する音楽著作物 については、当該相互管理契約において甲が日本国外向け配信に対し利用許諾することが認められた著作物を除き、原則として日本国内で受信される範囲に限ります。）を許諾します。
2　乙は、甲所定の方式による音楽著作物利用許諾申込書（電磁的方法によるものを含む。）を甲に提出するものとします。
3　乙が本契約の締結前に甲の許諾を得ずに管理著作物を利用しているときは、甲は、乙が当該利用に係る著作物使用料相当額（損害賠償債務又は不当利得返還債務としてのもの。）として許諾書に記載した金額を支払うことを条件として第 1 項の利用許諾を行うものとします。
4　乙が許諾書記載の許諾条件の範囲を超えて管理著作物を利用しようとするときは、事前に別途甲の利用許諾を受けなければなりません。
5　本契約は、いかなる意味においても管理著作物に係る権利の譲渡を含みません。

（管理著作物の範囲）
第 3 条　甲が乙に対して利用を許諾する管理著作物の範囲は、原則として、甲のウェブサイトに掲載するものとします。
2　本契約の有効期間中に管理著作物の保護期間満了により著作権が消滅した音楽著作物及び著作者等と甲との間の著作権信託契約の終了等により甲の管理外となった音楽著作物については、当然に管理著作物の範囲から除外されます。
3　甲が、外国著作権管理団体との相互管理契約の内容を変更し、又は新たな外国著作権管理団体との間で相互管理契約を締結したこと等により、外国音楽著作物の管理著作物のうち甲が利用を許諾する範囲に変更が生じたときは、遅滞なく、変更後の外国著作権管理団体等の名称を、甲のウェブサイトに掲載するものとします。

（著作者人格権の尊重）
第 4 条　乙は、管理著作物の利用に当たり、著作者の意に反して管理著作物を変更、切除その他の改変を加えること、著作者の名誉又は声望を害する方法により管理著作物を利用することなどによって、著作者人格権を侵害してはなりません。

（許諾マーク・許諾番号等の表示）
第 5 条　乙は、管理著作物を配信するウェブサイト等に、甲の指定する方法により許諾マーク及び許諾番号を表示するものとします。
2　乙は、管理著作物を受信者にリクエストさせる画面等に、利用する管理著作物の題号及び著作者名を表示するものとします。
3　乙に前 2 項の表示をすることができない特別な事情があり、甲がこれを認めたときは、その

©2002-2026JASRAC

表示を免除することができます。

（著作物使用料等の支払）
第6条　甲は、第2条第1項に規定する利用許諾の対価として、乙が甲に支払う著作物使用料を使用料規程に基づき算出し、乙に通知します。
2　乙は、甲に対し、前項の著作物使用料及び第2条第3項に規定する著作物使用料相当額を、甲が別途通知する支払期限までに甲の事務所に持参又は送金して支払うものとします。なお、支払費用は乙の負担とします。
3　前項の著作物使用料等は、原則として返金いたしません。
4　甲が使用料規程若しくは同規程の取扱細則を変更したとき、又は法律の改正により消費税率が変更されたときは、甲は、その変更に基づき使用料を算出するものとします。

（保証金）
第7条　本契約に係る合意の確実な履行を担保するために甲が必要と認めたときは、乙は、著作物使用料等のほか、保証金を納付しなければなりません。
2　乙が前項の保証金の返還を求め、甲が前項の目的を既に達成していると判断したときは、甲は乙に対し、利息を付さずに保証金を返還するものとします。

（遅延損害金等）
第8条　乙が甲に対する著作物使用料等の支払を遅滞したときは、乙は、甲に対し、支払期限の翌日から完済に至るまでの日数に応じ、当該債務のほかに年率14.6%（1年を365日とする日割計算）相当額を遅延損害金として支払わなければなりません。

（利用曲目等の報告義務）
第9条　乙は、甲の請求に従い、その指定する方法により、利用曲目の報告義務を負います。
2　乙は、甲の請求があったときは、配信する音楽著作物楽曲のデータファイル及び音楽著作物を配信するウェブサイトを構成するHTMLファイル等の複製物を、速やかに提出するものとします。
3　甲は、前2項の規定により報告を受けたデータ及び情報を第三者に開示しないものとします。

（契約期間）
第10条　本契約の有効期間は、許諾書に始期及び終期をもって記載する期間とします。
2　本契約が期間満了又は解除により終了した場合であっても、第6条（著作物使用料等の支払）、第7条（保証金）第2項、第8条（遅延損害金等）、第9条（利用曲目等の報告義務）、本条（契約期間）本項、第13条（期限の利益の喪失）第2項、第15条（契約解除等の効果）、第19条（個人情報の利用目的）及び第21条（合意管轄）の規定は対象事項が存在する限り、なお有効に存続するものとします。

（契約の更新）
第11条　本契約は、期間満了の1か月前までに、甲、乙のいずれからも相手方に対して書面による別段の意思表示のないときは、満了時の契約内容と同一の条件をもって1年間更新するものとします。以降も同様とします。
ただし、本契約締結時に甲と乙との間で更新をしない旨の合意がある場合はこの限りではありません。

（契約期間中の合意解除）
第12条　乙が、甲に対し、管理著作物利用の廃止により本契約の解除を書面にて申し出たときは、本契約は契約期間中であっても、甲の承諾により、その申し出た月の末日をもって終了します。

（期限の利益の喪失）

©2002-2026JASRAC

第 13 条　乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの通知・催告がなくても、期限の利益を失い、本契約に基づいて甲に対して負担する一切の債務を直ちに履行しなければなりません。
（1）手形・小切手を不渡りにし、租税滞納処分を受け、又は仮差押え・仮処分・強制執行等の申立て、若しくは破産・民事再生・会社更生手続開始等の申立てがあったとき。
（2）営業を廃止し、又は合併によらないで解散したとき。
（3）営業の許可又は登録が取り消されたとき。
（4）その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当な事由があるとき。
2　本契約が期間満了又は解除により終了したときは、乙は、期限の利益を失い、第 6 条の規定にかかわらず、甲に対し、残余の支払債務を直ちに履行しなければなりません。

（契約の解除）
第 14 条　乙に、次の各号のいずれかの事由があるときは、甲は、2 週間以上の期間を定めた催告の上、本契約を解除できるものとします。
（1）乙が、本利用許諾条項に定める乙の義務に違反したとき。
（2）乙が許諾書に記載した許諾条件の範囲を超えて管理著作物をインタラクティブ配信の方法で利用したとき。
（3）乙が甲の利用許諾を受けずに、インタラクティブ配信以外の方法で管理著作物を利用したとき。
2　民法第 542 条第 1 項各号に掲げる場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の全部を解除することができるものとし、同条第 2 項各号に掲げる場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の一部を解除することができるものとします。
3　甲は、乙が前条第 2 項各号のいずれかに該当したときは、何らの通知・催告がなくても、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この解除は、甲が被った損害につき乙に賠償請求することを妨げないものとします。

（契約解除等の効果）
第 15 条　本契約が期間満了、解除、その他理由の如何を問わず終了したときは、乙は、管理著作物の利用並びに許諾マーク及び許諾番号の表示を直ちに中止しなければなりません。
2　前項の規定により、本契約が終了したにもかかわらず、乙が管理著作物の利用を継続したときは、乙は、著作物使用料相当額（損害賠償債務又は不当利得返還債務としてのもの。）を支払わなければなりません。

（許諾書記載事項の変更手続き）
第 16 条　乙は、許諾書記載の情報に変更が生じたときは、甲が指定する方法により、速やかに変更の手続きをするものとします。

（本利用許諾条項の内容の変更）
第 17 条　甲は、次に掲げる場合には、本利用許諾条項を変更することにより、変更後の本利用許諾条項について合意があったものとみなし、個別に乙と合意をすることなく本契約の内容を変更することができるものとします。
（1）本利用許諾条項の変更が、本利用許諾条項に基づき管理著作物をインタラクティブ配信により利用する者の一般の利益に適合するとき。
（2）本利用許諾条項の変更が、本契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2　甲は、前項の規定による本利用許諾条項の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本利用許諾条項を変更する旨及び変更後の本利用許諾条項の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知するものとします。
3　乙は、前項の規定により周知された変更に異議があるときは、周知の開始日から 2 か月以内に書面により通知することにより、本契約を解除することができるものとします。

©2002-2026JASRAC

（権利義務及び契約上の地位の譲渡禁止）
第 18 条　乙は、本契約に基づく一切の権利義務又は契約上の地位を、甲からの事前の書面による承諾なく第三者に譲渡若しくは移転し、又は担保に供してはなりません。

（個人情報の利用目的）
第 19 条　甲が取得した乙の個人情報は、次に掲げる目的のために必要な範囲以外では利用しないものとします。
（1）音楽著作物の著作権管理事業における利用許諾業務、著作物使用料徴収業務、著作物使用料・私的録音録画補償金分配業務等、調査研究及び刊行物の送付その他の広報
（2）音楽文化の振興及び著作権思想の普及に関する事業における企画の検討・実施、調査研究及び広報
2　乙は、甲が、前項各号の目的の達成のために必要な範囲で、個人情報を第三者に提供することに同意するものとします。

（信義則）
第 20 条　甲及び乙は、本利用許諾条項に定めのない事項、又はインタラクティブ配信の急速な技術の発展や流動的な利用形態である等の実態に鑑み、甲の予測できない状況が生じた場合は、法令の定めによるほか、双方誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

（合意管轄）
第 21 条　本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

©2002-2026JASRAC

申請日　20＿＿年＿＿月＿＿日

使用料規程取扱細則(第 11 節インタラクティブ配信)に基づく

DAWN-ACT 準拠認定申請書

会社名	
代表者名	
本件担当者部署・氏名	
本件担当者 E-mail	

弊社のサービスは以下の通りで事実と相違ありません。

●着信音配信（使用料規程第 11 節 1(1)①(ｱ)㋑の適用を受ける）サービス記入欄

(2) 権利管理情報の電子透かし又はそれに準ずる方法による付加について	実施開始月　20　　年　　月から	
	□　電子透かし以外の方法　　□　電子透かしを使用	
	権利管理情報の内容	□　JASRAC 作品コード
		□　作曲者名
		□　JASRAC(文字列)
	透かし技術会社名	
許諾番号	サービス名	

●上記以外のサービス記入欄

(1) 違法な複製等を防止する技術的保護手段について	実施開始月　20　　年　　月から	
	□　著作権フラグを使用（携帯系）　□　コピープロテクション技術を使用	
	保護技術会社名	(著作権フラグの場合は記入不要)
	許容コピー回数	(著作権フラグの場合は記入不要)　　回
(2) 権利管理情報の電子透かし又はそれに準ずる方法による付加について	実施開始月　20　　年　　月から	
	□　電子透かし以外の方法　　□　電子透かしを使用	
	権利管理情報の内容	□　JASRAC 作品コード
		□　作曲者名
		□　作詞者名
		□　JASRAC(文字列)
	透かし技術会社名	
許諾番号	サービス名	

（上記記載内容につきましては、貴社への許諾業務に必要な範囲においてのみ使用いたします。第三者には一切開示いたしません。）

----------JASRAC 使用欄----------

承認印	(1)	(2)

©2002-2026JASRAC

許諾マーク・許諾番号の表示免除願



一般社団法人　日本音楽著作権協会　御中

下記内容について、許諾マーク・許諾番号表示の免除をお願いします。

1　サービス名

2　利用の内容

3　表示免除項目

①許諾マーク　　②許諾番号

（理由）

令和　　年　　月　　日

住所

氏名　　印

許諾マーク・許諾番号の表示免除承諾書

契約条項に基づき、上記内容を承諾いたします。

令和　　年　　月　　日

一般社団法人　日本音楽著作権協会
ネットメディア部部長　　印

©2002-2026JASRAC

使用料算出単位変更申込書

（インタラクティブ配信／着信音配信用）

作成日　　年　　月　　日

一般社団法人日本音楽著作権協会御中

法人名（個人の場合お名前）	
（法人の場合）代表者名	
所在地（住所）	〒
担当部署/担当者名	
E-mail アドレス	

貴協会との「インタラクティブ配信による管理著作物に係る許諾に関する契約」および各「利用許諾」に基づく著作物使用料の算出単位について、以下のとおり変更を申し込みます。
なお、申し込みにあたり、以下の注意事項を了承します。

サービス記入欄

ホームページ名			
URL			
変更区分 （該当する区分に〇）			統合（1 サービスとして使用料算定）
			統合内訳変更 ※変更後の対象許諾をすべて記入してください
			解除（サービスメニューごとに使用料算定）
親番号 （一つ〇）	許諾番号 （内訳）	サービス名	

※ 請求額は親番号とした許諾番号に集約されます。〇が記入されていない場合は先頭行記載の許諾番号を親番号とします。請求統合解除の場合、親番号の指定は不要です。

【注意事項】

〇本取扱いは、使用料規程第 11 節インタラクティブ配信（インタラクティブ配信の備考）（使用料算出の単位）の範囲内で実施するものとします。

〇本取扱いは、本申込書を受理した翌月以降に報告窓口が設定される利用年月分より開始します。

〇請求を統合したサービスは、1 サービスメニューとして取り扱います。

〇追加、廃止により、対象となる許諾の内訳が変わる場合は、都度届け出るものとします。

【JASRAC 使用欄】

契約者番号	
適用開始利用年月	年　　月
備考	

受付担当者印	

©2002-2026JASRAC

インターネットや携帯電話等　音楽利用の手引き

2002年 7月15日　初版発行
2026年 8月6日　ver.26.3発行

制作・発行　一般社団法人日本音楽著作権協会　ネットメディア部ネットメディア課

〒107-0052　港区赤坂1-8-1
赤坂インターシティAIR 22階
電話　03-6842-8001(代)
FAX　03-4306-0187

©2002-2026JASRAC